

おいてなおざりにしようという考え方で進んで
おったわけではありません。結論的には、予算
委員会での社会党のああいうふうな御質問によつ
て法案の提出が非常に早められたなどということにつ
いては、お説のとおりだと考えておるわけであり
ます。

的な改正案を提出した。あるいはまた予算委員会等において、法律を改正しないで、負担額の百分の一だけの引き上げを行なつたということに対する違法的な指摘が行なわれたことが大きな力になりました。政府としてもこの程度の改正案を出すことになつたというふうに善意に解釈してもいいわけですか。

○ 倍谷政府委員 拡明率の問題が予算委員会でも違法であるかないかということがいろいろ議論されたわけであります。これに対してもはそれぞれ意見があるようでありますけれども、いずれにいたしましても、予算委員会の非常に白熱した論議が延長して、この法案を早期に提出することになりましたことは、事実として認めるべきだと思つております。

改正案がどの程度に充実しているかという点をまずお尋ねしたいと思います。

第一の、新法の給付を旧法組合期間にも適用するということは、非常に重要な点であります、社会党の改正案によると、これは旧法期間についても新法給付を一〇〇%完全実施するということになつておるわけであります、政府案については、昨日の農政局長の説明等を聞いておると、必ずしも完全適用にはなつておらぬようと思われるわけであります、この点、社会党の改正点と相当隔たりがあると思いますが、まず明らかにしてもらいたいと思います。

身には、いろいろな問題を含むわけであります。が、そのうち、特にただいま芳賀委員から御指摘のございました給付率の点につきましては、御承知のように、三十九年の法改正以後は、標準給与に對しまする給付率は四〇%ということになつております。その法律改正前の旧法期間は、標準給与につきまして三三・三という給付になつております。社会党が御提案になりました法案では、その旧法期間も三三・三ではなくて、新法と同様に四〇%の給付率にするような改正案に相なつております。して、社会党が御提案になりました法案では、そのところは、旧法期間については引き続き三三・三などといふことで、四〇%の給付率には改正をいたしません。おらないのです。ですが、改正をいたしません。理由は、昨日もほかの先生の御質問のときにもちょっと申し上げたのでございますが、今回改正にあたりまして、横のバランスを考えましたのは、各種の共済組合制度つまり、国家公務員の共済組合でござりますとか、あるいは地方公務員の共済組合でござりますとか、そういうものとの制度的な差を改善することを前提にして検討を進めてまいつたわけでございますが、それらのいずれの制度におきましても、旧法期間は三三・三になつております。

程度の改善を行なう、あるいは五万二千円の頭打ちを廃止するというような是正の点は、われわれとしても認めておるわけあります。しかし、附帯決議の趣旨は、あくまでも新法の給付率を旧法期間に対しても適用すべきである、これはもとより一昨年の国会で相当議論を費やした結果、當時正が実施しなかつた分を附帯決議としての表現を行なって、政府に実行を求めておるだけあります。

また、他の公的年金制度との均衡ということを言わたが、しかし、国家公務員にしても、あるいは地方公務員の年金制度等についても、旧法期間の場合も、これは必ずしも三年立てということではないわけです。最終年の給与額といふもののも基礎にしてやつておるわけですから、それと均等化をとるということになれば、たとえば旧法期間の給付率を全面的に適用できない場合であつても、三年を最終年の給与額ということに直せば、相当大幅な是正ができるというふうにわれわれは考へております。この点はどうですか。

体系は法律で定められておりまし、それの昇給基準等も法律で定められておりまして、非常にはつきりとした全体の給与体系があるわけございません。それに比較をいたしますと、何と申しましても、民間の団体でございます農林年金の加入団体につきましては、そういう明白な給与基準もございませんし、昇給基準もございませんので、現実の問題としては、最終俸給をとることができがたいといふ事情がございますので、その点のバランスをとりますことは、現実にも理論的にも不可能ではないかといふに私どもは考へてゐるを得ないわけでござります。そこで、そのところには将来にわたつてバランスのとれない部分がどうしても残りますので、その分を勘案いたしまして、他の共済組合制度における補助率一五%を一六%というふうにこの年金では引き上げることによって、そのところの組合員の給付に対するマニス分の負担をちょうどバランスをとることができるという考え方でおりまして、それは幾つかの実際の職員の在職年数なり学歴を前提に置いて給付金額等の計算をいたしてみますと、補助率を一名アーフープいたしますことによつて、金銭面での負担分のバランスがとれる計算になるわけござります。そういう事情がございますので、三三三・

標準給与として、それに対する三三・三%が給付額になるような計算になつておるのは、そのとおりでございます。ところで、農林年金につきましては、最終俸給を標準給与としてとりまして、それに対する三三・三%というふうにいたしますすれば、その間のバランスと申しますか、平仄は全く合うのでございますが、御承知のように、この農林年金に加入しております団体の数は、全体として一万九千手をこえる非常に多数の団体でございまして、それらの団体はそれぞれいろいろ大小でございまして、それから經理内容いろいろな違いますし、それから給付年金改定の問題でございまして、それぞれの団体におきます給付改定を一律にいたすことは、現実問題として不可能であらうと思われます。ところで、國家公務員においては、芳賀委員も御承知のとおり、給与の改定をしては、芳賀委員も御承知のとおり、給付

三はいじりません、五年という平均を三年平均として、全体として、この部分だけではなくて、制度全体としてのバランスを考慮いたした次第でござります。

の、旧法期間の平均標準給与を最終年の給与額にした場合のその財源率等、それぞれ違つてくると思いますが、これを數字的に説明してもらいたい。この三つの場合ですね。

○和田(正)政府委員 平均標準給与の算定基礎期間をやめる直前から五年間というのを三年に改めますことで、財源率としての差は千円に対して一千円三十八銭、千分の一・三八になります。それから平均標準給与の五万二千円の頭打ちを廃止いたしますことに伴いましては、それは特別の所要財源率は必要ではございません。それから最終俸給はどうなるかというお尋ねでございますが、それは先ほども申しましたように、加入団体の数も非常に多く、給与体系もばらばらでございまして、計算の方法がございませんので、ちょっと計算をいたしておりません。

○芳賀委員 計算ができないということはないでしよう。國家公務員にしたって地方公務員にしたって、計算なしにはく然とやつておるわけじゃないでないでしよう。それは三年が最終年の一年になるのだから、できないなんというものじゃないですよ。どうしてできないか、その理由を明らかにしてください。能力がなくてできないのか、それならばできる者にやらせればいいのだから、農林省でできなければ、厚生省でも労働省でもやらせたらいとと思う。

○和田(正)政府委員 これは、新旧通算というのは現在おります人間にについてでございますので、それぞれ三十五万からおります組合員の一人一人につきまして、いつやめるかということを推定して計算をいたさなければなりません。実際問題としては、個々の個票を洗いますことが時間的にも不可能でありましたので、いたしておらないでございます。

○芳賀委員 だから、その新法の全面適用がちょっとと能力不足でできないとすれば、この三年の期間を今度は最終の給与額によるということにすれば、これはできるでしよう。それは、五年を三年にするのも三年を一年にするのも同じこと

○和田(正)政府委員 一年という標準給与での計算はちょっといたしておりませんので、早急に計算いたしてみます。

○芳賀委員 それでは、啓蒙の意味で、社会党提案の場合には、これは新法の給付額を完全適用ですか、その点は湯山委員から財源率の関係は説明してもらおう。われわれも提案者だから、私がなたに聞くのじゃなくて、政府委員にそういう点を十分指導的に啓蒙してもらいたいと思います。

○湯山委員 ただいま芳賀委員からあい、う御要望がございましたので、申し上げますと、一つは、完全適用した場合の財源率は、われわれの案によれば、約千分の五になります。詳細に言えは、千分の五・〇五、これが完全通算の財源率になります。なお、私のほうで計算してみますと、芳賀委員がいま政府に対しても尋ねになりました最終給与をとった場合と、三年をとった場合の差は、給付額にいたしまして大体一三・八四%最終年をとつたほうがよくなります。

○芳賀委員 どうですか、大体わかりますか。わからぬですか。

○和田(正)政府委員 いま湯山先生がおっしゃいました新旧を完全に通算をすること、先ほど質問御芳賀委員から御質問ございました、旧法の期限内にも新法の給付率四〇%を適用いたしました場合の財源率は千分の三・七四で、それと先ほど申しました五年平均を三年平均に改めますことによる財源率千分の一・三八とを足しますれば、湯山先生がお話しになりましたような、大体千分の五・一二くらいの数字になるということは計算上いたしております。

においてあらわれた場合においては、法律に基づいてスライドを行なうということになつておるわけとして、附帯決議の精神から見ると、政府においては、この点は実行されておらないといふうに判断されるわけであります。この点を説明願いたいと存ります。

○和田(正)政府委員 スライド制の原則につきましては、去る二月十八日に国会に提案をされ、現在衆議院の大蔵委員会に付託をされております昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の附則で、農林年金の法律の中に一条の二という新しい条項を設けまして、スライド制の原則を書き加えることにいたしております。その文章は、これも厚生年金法その他前例があるわけでござりますが、それらの法律の趣旨、文章等と同一のものになつておりますて、政府としては、他の先例等に従つてバランスをとつた法文として提案をいたしておる次第でござります。

○芳賀委員 それでは大蔵委員会付託の法案が成立した場合には、これは当然のことでありますけれども、農林年金に対するスライド制が実施される、こういう判断で、年金法自身の改正には取り上げていらない、こういうことですね。

○和田(正)政府委員 法律技術的にはそういうことでござります。

○芳賀委員 第三の最低保障額の点については、これは昨年の厚生年金法の改正の場合において、退職年金あるいは障害年金、遺族年金等の最低保障額は引き上げになつておるわけですが、農林年金の最低保障額、社会党の場合は、その額をさらに実情に合致するように是正した改訂点を示しておるわけであります。この点について、政府としては社会党案に対してもういうような判断をされおるか、明らかにしてもらいたい。

○和田(正)政府委員 この点は、昨年の厚生年金法の改正の機会に、たとえば退職年金につきましては、三万五千五百二十円でございましたの

が、八万四千円に引き上げられたことは御承知のとおりであります。遺族年金、障害年金等もそれぞれ引き上げになつたわけでございますが、この最低保障額で、新法といたしましては他の各種の共済制度とのバランスがとれておりますので、政府としては、その改正の必要を認めなかつた次第でございます。

○芳賀委員 この点は、提案者の湯山委員から、わがほうの最低保障額の引き上げの必要を明らかにしておいてもらいたいと思います。

○湯山議員 いま芳賀委員から御指摘のありました最低保障額につきましては、前回の三十九年の改正案のときに、私どもは最低賃金八千円というようなたでございましたから、月額八千円を提案してまいりました。その後における物価の上昇その他から考えまして、そのまま据え置くということは、さきに御指摘になつたスライドの原則にも反することでございませんし、また社会党としては、昭和四十五年までにこの最低保障額を一万円にするという方針がござりますから、その一つの段階として、少なくとも最低保障額の引き上げといふのをやらなければならぬ、こういう立場をとつてこういう提案をしたよろんな次第でございます。

○芳賀委員 第四の点は、組合の経常事務費に対する国の補助の増額の点であります。もう一つ国の負担としては、附帯決議の第六項目の整理資源に対する国負担、それからその他国庫として補助を増額しなければならないような分については、組合員の掛け金負担の軽減を目指して、これ具体的には是正すべきであるということになつておるわけであります。この点を四項、六項にわたりて政府側から明らかにしてもらいたいと思います。

○和田(正)政府委員 最初に、四項のほうの経常事務費につきましては、組合員の員数に対応いたしまして補助をいたしておりますが、四十年度の金額は三千五百九万円でございましたが、今回は必ずしも十分とはいませんが、その金額を三千八百三十五万七千円に引き上げておるわけでござい

ます。これを組合員一人当たりに一応換算をいたしてみますと、四十年度では一人当たり百円でございましたが、本年度につきましては百七円といふことにいたしております。

それから六の整理資源等についての問題は、先ほど芳賀委員がおっしゃいましたように、現在の掛け金負担が千分の九十六でございますが、たとえば国家公務員は千分の八十八というような数字になつております。いすれも厚生年金の時代あるいは旧法時代の給付の内容のまだ改善をされません段階で計算をいたしました設計のものと掛け金を納めてきておりました関係で、掛け金部分が過去においてかけ足りなかつた部分があるわけでございまます。そのことがいまの組合員の負担としてかかつておりますために、千分の九十六というような掛け金率になつておりますので、率直に申し上げますれば、政府当局としては、そのことのバランスをとることを前提にして、本年度の予算編成にあたつても努力をいたしたのでございますが、いろいろな事情で、先生御承知のように、給付率に対する一大怨といふことなどありましたために、今回の改正によつては、掛け金率は上がりませんが、逆に下げることもできなかつた事情に相なつておりますので、今後四十二年度以降の予算編成に取り組みたいと考えておる次第でございます。

○芳賀委員 社会党の場合は、改正案を全面的に実行する場合には、組合員の掛け金負担をふやさないで行なうということになれば、どうしても国庫の負担を百分の二十に引き上げなければ実行できない、こういう点が明らかになつておるわけですから、政府は、改正の内容が非常に貧弱な関係もあって、百分の十六で何とかやれるというようなことですが、一昨年の国会でも議論した点ですが、整理資源についての負担者をどうするかという点については、各年金制度についても、国家公務員や地方公務員の年金の場合には國あるいは地方

団体、その他の年金の場合には事業者負担といふようなことが通例になつておるわけです。農林年金の場合には必ずしもそうでないわけですね。ですから、これは国庫の負担を適正な水準に引き上げて処理する場合と、整理資源はあくまでも国が負担するならするというふうに明確な規定づけが思われるわけですが、どうも從来から農林当局の考え方というものは明確を欠いておるわけです。ですから、この際、この点について、もう少し理論的に掘り下げた見解を示してもらいたいと思います。

○和田(正)政府委員 今回の改正内容が貧弱だといふ御指摘がございましたが、私どもとしては、ほかの共済組合制度とのバランスは十分これでどちらも努力をいたしたのでございますが、いろいろな事情で、先生御承知のように、給付率に対する一大怨といふことなどありましたために、今回の改正によつては、掛け金率は上がりませんが、逆に下げることもできなかつた事情に相なつておりますので、今後四十二年度以降の予算編成に取り組みたいと考えておる次第でございます。

○芳賀委員 参考までに各共済組合の整理資源に対する処理方針を申し上げますと、国家公務員の共済年金の場合には整理資源は事業主負担、それから公共企業体の共済年金の場合も整理資源は事業主負担、地方公務員の共済年金の場合も整理資源は事業主負担である。それから厚生年金の場合には、これは国庫補助百分の二十といふことで行なつておるわけであつて、整理資源の全面的な事業主負担あるいは厚生年金による国庫負担百分の二十、いずれに比較しても、この今回の政府の改正点といふものは、他の年金に比べて、国の負担区分の点において非常によくれておる、差別があるといふふうに考えて、今後の問題として積極的に取り組みたいと考えておるわけでございます。

〔大石(武)委員長代理退席、倉成委員長代理着席〕

大体この年金と国家公務員の掛け金との差は、雇い主と組合員である本人が持つますものとの両方の合計で千分の七くらいの差があるわけでございますが、その差を国が補助して埋めるのか、雇い主である団体自身も持つのか、そちらのところは、国家公務員共済におきます例が、雇い主としてのことが、一昨年の国会でも議論した点ですが、補助百分の二十といふことになりますので、国庫補助による場合においては、社会党改正案のところは、少なくとも百分の二十にこれを引き上げるといふことは当然であると考えるわけですが、この点はいわゆる政治的な判断もあると思いますので、仮令次官から答弁をお願いしたいと思います。

○坂谷政府委員 この国庫補助の問題につきましては、先ほど局長からお話ししましたように、少なくとも百分の二十にこれ引き上げる

は、その整理資源に見合います部分を国が補てんをするという形での予算要求を一応いたしたのでございますが、残念ながら諸般の事情で実現をいたしましては、四十二年度以降におきましても、金の場合には必ずしもそうでないわけですね。ですから、これは国庫の負担を適正な水準に引き上げたままなかつたのでござります。それで、私どもといたしましては、四十二年度以降におきまして、金の場合には必ずしもそうでないわけですね。方向を講じまして、掛け金率の引き下げには努力を行なわれれば、この点は解決できるといふふうに思われるわけですが、どうも從来から農林当局の考え方というものは明確を欠いておるわけです。ですから、この際、この点について、もう少し理屈的に掘り下げた見解を示してもらいたいと思ひます。

○芳賀委員 参考までに各共済組合の整理資源に対する処理方針を申し上げますと、国家公務員の共済年金の場合には整理資源は事業主負担、それから公共企業体の共済年金の場合も整理資源は事業主負担、地方公務員の共済年金の場合も整理資源は事業主負担である。それから厚生年金の場合には、これは国庫補助百分の二十といふことで行なつておるわけであつて、整理資源の全面的な事業主負担あるいは厚生年金による国庫負担百分の二十、いずれに比較しても、この今回の政府の改正点といふものは、他の年金に比べて、国の負担区分の点において非常によくれておる、差別があるといふふうに考えて、今後の問題として積極的に取り組みたいと考えておるわけでございます。

○芳賀委員 参考までに各共済組合の整理資源に対する処理方針を申し上げますと、国家公務員の共済年金の場合には整理資源は事業主負担、それから公共企業体の共済年金の場合も整理資源は事業主負担、地方公務員の共済年金の場合も整理資源は事業主負担である。それから厚生年金の場合には、これは国庫補助百分の二十といふことで行なつておるわけであつて、整理資源の全面的な事業主負担あるいは厚生年金による国庫負担百分の二十、いずれに比較しても、この今回の政府の改正点といふものは、他の年金に比べて、国の負担区分の点において非常によくれておる、差別があるといふふうに考えて、今後の問題として積極的に取り組みたいと考えておるわけでございます。

○坂谷政府委員 この国庫補助の問題につきましては、先ほど局長からお話ししましたように、少なくとも百分の二十にこれ引き上げるといふことは当然であると考えるわけですが、この点はいわゆる政治的な判断もあると思いますので、仮令次官から答弁をお願いしたいと思います。

まして、一がいに厚生年金並みといふらうな理論等において若干農林年金とは相違する点もありますが、それができない面もあつたようござります。ただ、事業主として公務員あるいは公共企業体の場合を置いておるのでありますから、考え方によれば、農林年金の場合も、事業主もある程度負担すべきではないかという議論も、大蔵省にあることを御承知のとおりであります。しかし、われわれとしては、少なくとも整理資源に対するものは、國の補助によってまかなつて、そうして内容も公務員並みにすると同時に、できれば組合員の掛け金負担も引き下げていくことに最善の努力をいたしたいと思っております。ただ残念ながら、今年はそれが十分に実現することができなかつたわけですが、将来の問題として、これはぜひ実現に向かつて努力をいたしてまいりたいという所存であります。

○芳賀委員 この点は、現段階で万一解決されない場合においても、次の時点で当然これは解決しなければならぬ課題になると思ひますので、湯山委員からこの点を明確に述べていただきたいと思います。

○湯山議員 ただいまの整理資源の問題でございまますが、実はその前提として、今度改正する要項はほとんど全部が整理資源である。つまり、新法を旧法期間に適用する、そのための整理資源の要求でございますから、もし政府のほうで整理資源を国を見る、そういう前提にお立ちになるとすれば、当然そのために整理資源として必要な額にすれば、二〇%の国負担、これはしなければならない問題であると思ひます。

なほまた、政府がこの案をお出しになる条件として、社会保障制度審議会に諮問をされておりますが、それに対する社会保障制度審議会の大内会長からの答申は、この制度は厚生年金保険制度から分かれたものである、したがつて、百分の十五を二十に引き上げる、この点についても考慮を払う必要がある、こうなつております。さらに先ほど御指摘になられましたように、掛け金の率が他

たによる木のまき土ボ箒に車を ま○のにのと全く並ぶ

の組合に確保に乞
金制度と
今後とも
もされて
の際、国
にまで引
のように
ます。

案は、現在の時点においてはわれわれとしては最善を尽くしたと思っておりますし、少なくとも給付内容においては公務員並みのものになるという考え方を持つておるわけありますが、ただ、基本的な給与体系において相違がありますので、そういう点において若干まだまだそこには開きがあることは、事実として率直に認めなければならぬ。ことに掛け金の問題については、高いことは承知の上でありまして、その掛け金を引き下げるためのいわゆる整理資源を確保するために、社会党と

の趣旨から申しまして、よい方法ではありますん。そこで、その率に差をつけるということを提案しておるのも、そういう趣旨からでござります。
○**ト部委員**　坂谷政務次官に一言だけ申し上げたいのですが、いま湯山委員のほうからも出たように、政務次官のそういう長期展望に立った努力といふものが確認をされたわけです。率直に申し上げて、この共済問題といふものは、かなり各共済とのからみ合わせもあって、なかなか問題が進展をしない、私はこう思つております。しかしながら

務次官並びに和田農政局長のほうに質問をしてみたいのですが、先ほど芳賀理論議をされておるところありますし、からの質問に答えた政治的な配慮の問題ですが、御承知のように、いま大蔵委員会ですが、御承知のとおりだと思うのです。現時点にお公労協並びに公務員共済、こうじゅうもますこの問題の取り上げ方については、論議をされておるところありますし、知のとおりだと思うのです。現時点にお公労協並びに公務員共済、こうじゅうもでも、この国庫扶助といふものに対する場合合出という問題がいま提起をされておると。しかも農林年金の場合においては、それ下だといふ状態にあることを考へた場合合いま局長なり坂谷政務次官がおっしゃつことでは、私は事済まない問題がある。いうものについては、農林省としては、いかと思ふのです。むしろ、そういう問では、より積極的に掛け金の率を下げる。ちろんであります。いわゆる国庫支出いうものについては、農林省としては、いろいろ劣悪な状態に置かれておる年金に置きというものを、私は強力に主張しているのです。公務員でもいま上げよう。公労協でもそぞういうものが支出され、ておるのでありますから、その点をひとりとしていたただきたい、こう思います。点もあることと御承知かどうかをあわせいいと思います。

同じように二〇%の予算要求もいたしたわけあります。いろいろな事情からその実現ができないかったことは、まさに残念であります。が、今後の政治問題としては、当然所期の目的達成に向かって進んでいくことは既定の事実であります。そのように進めていきたいと思つております。

○ト部委員 湯山委員に質問をちょっといたしましたが、いま仮谷政務次官がおっしゃつたように、はたしてそういうような劣悪な状態にあって、二〇%のそういう要求が通らないような状態、背景であるのかどうか。同時にまた、公労協並びに公務員の共済におけるところの問題等をからめて、社会党の言つておることが無理なのかどうか、ひとつはつきりさせていただきたい。

○湯山議員 どういうふうにお答えしたらいいのか、ちょっととわかりかねるのですが、いま仮谷政務次官も、社会党と同じ要求を農林省としてはしてきた。しかし、それが実現を見なかつたことはたいへん残念なことであつて、今後とも全力をあげてその実情に努力をするといふことでございますから、これは政務次官の御声明を信頼して、ひとつ全責任を持つてやつていただきたいことではないかと思います。もちろん、いま御指摘のように、そういう整理資源を国が持つ、あるいは事業主が持つという原則については、私ども全く当初からそういう考え方ございまして、なおその上に、事業主と組合員との掛け金の負担区分、そういうことも、現在の折半負担ということは、いま

ら、いま大蔵委員会の中でも取り上げられておる
ことではありますが、大蔵省自体の態度そのもの
について、やはり農林省もちゃんとしなければい
けないと思ひます。率直に言つて、大蔵省自体が
そういう問題についてそろはんをはじいたところ
が、大体掛け金が八千億というかつこうになる、
さらに国庫負担という問題をからめて二割という
かつこうで出す場合も千六百億、こういう状態に
なつてくるというからみ合わせの中で、そういう
弱い層に対する圧力というものが加わってきてお
ることを私たちも知つておるわけであります。そ
ういう状態のもとに、單にこの点を申請をした云
云、ということだけでは私は事足りないと思ひます。
そういう点については、もう少しき然たる態度で
そういう問題の措置を、率直に言つて行なつてい
ただいていないのじやないか。同時に、いまそり
いう強硬なものをして織り込まないと、いま政務次官
のおっしゃつておる長期展望も、あくまでも長期
展望に終わるのであるということを指摘して、ひ
とつ今回はきることながら、次回におきましては、
そのことが実を結ぶように努力していくだくよう
要望いたして、私の質問を終わりります。

案は、現在の時点においてはわれわれとしては最善を尽くしたと思っておりますし、少なくとも給付内容においては公務員並みのものになるという考え方を持つておるわけであります。ただ、基本的な給与体系において相違がありますので、そういう点において若干まだまだそこに開きがあることは、事実として率直に認めなければならぬことに掛け金の問題については、高いことは承認の上でありまして、その掛け金を引き下げるためのいわゆる整理資源を確保するために、社会党と同じように二〇%の予算要求もいたしたわけであります。いろいろな事情からその実現ができないかったことは、さことに残念であります。今後この政治問題としては、当然所期の目的達成に向かって進んでいくことは既定の事実であります。そのように進めていきたいと思っております。

の趣旨から申しまして、よい方法ではあります。そこで、その率に差をつけるということを提案しておるものも、そういう趣旨からでござります。
○**ト部委員** 仮谷政務次官に一言だけ申し上げたいのですが、いま湯山委員のほうからも出たように、政務次官のそういう長期展望に立った努力といふものが確認をされたわけです。率直に申し上げて、この共済問題というものは、かなり各共済のからみ合せもあって、なかなか問題が進展をしない、私はこう思っております。しかしながら、いま大蔵委員会の中でも取り上げられてることではありますが、大蔵省自体の態度そのものについて、やはり農林省もしやんとしなければいけないと思います。率直に言って、大蔵省 자체がそういう問題についてそろばんをはじいたところが、大体掛け金が八千億といつかつこうになる。さらに国庫負担という問題をからめて二割というかつこうで出す場合も千六百億、こういう状態になつてくるというからみ合せの中で、そういう弱い層に対する圧力というものが加わってきておることを私たちには知つておるわけであります。そういう状態のもとに、単にこの点を申請をした云々ということだけでは私は事足りないと思ひます。そういう点については、もう少しき然たる態度でそういう問題の措置を、率直に言つて行なつていただいていいのではないか。同時に、いまそういう強硬なものを織り込まないと、いま政務次官のおっしゃつておる長期展望も、あくまでも長期展望に終わるのであるということを指摘して、ひとつ今回はされることながら、次回におきましては、そのことが実を結ぶように努力していただきよう要望いたして、私の質問を終わりります。

いう理論にはならないと思うのです。ここを明確にしておいてもらわぬといけないと思うのです。なぜ百分の二十と百分の十六で、なぜ十七はなるか

○和田(正)政府委員 御指摘のように、厚生年金の国庫補助率は、昨年の法律改正で百分の二十になつたわけでござります。

先生も御承知のように、給付基準が農林年金とは全然違いまして、農林年金は、今回の改正で、やめますときからの直前の三年の平均を基準として計算するわけですが、厚生年金は、最初から最後までの給与の平均を基準にして算出をいたしております。そういうふうに給付の内容が、厚生年金においては農林年金に比較して低いことが頭にあります。つまり、補助率が高められておるわけでありまして、先ほど湯山委員が引用されました。この法案を提出するにあたって諸問をいたしましたが、社会保障制度審議会でも、補助率の点についても、は、給付の内容が全く異なることがあるから、補助率を合わせるということについては、必ずしも積極的な御答申ではなくて、むしろ別の視野に立つて整理資源の確保をはかるようによつて、趣旨のことが答申に盛られておるのも、そういう点を社会保障制度審議会としても指摘をされたものと私は理解をいたしておるわけでござります。

○芳賀委員 それはおかしな答弁ですよ。いつで

すか、問題は、この年金の水準といふものを他の公務員年金とかその他の年金と均衡をとらせるところが、今回の改正の第一の趣旨でしよう。

第二点は、そういうふうに内容の是正が行なわれた場合であつても、掛け金の負担を他の年金の組合に比較して、それを増額させるというやり方では、これはほんとうの改正にならぬわけですね。今まで年金の内容を抜本的に改めて、組合員の負担の軽減をはかりながら、この

その財源率とか資源率の問題になるんじゃないですか。掛け金負担をふやさないということになれば、これは組合員である農協の職員としても、あるいは雇い主である農協自身にしても、他の年金よりも特別に負担がふえるということは、これはどうべき方法でないのですね。そうなると、資源率の増額分といふものは、当然国がきめる法律であり、制度であるからして、その分は百分の二十九になると百分の二十五になろうと、進んで国が負担するということにならなければ、社会保障としてのこの年金の実はあがらぬじゃないですか。ここを私は言っているんですよ。

○和田(正)政府委員 現在国が法律で補助をいたしておりますのは、毎年の給付額に対する一五%で、今回の改正法案がもし御採決がいただけますならば、本年の十月一日から毎年の給付に要する額の一六%ということになるわけでござります。先ほど来政務次官なり私がお答えを申し上げておりますが、整理資源は毎年の給付率とは別に、過去において掛け足りなかつた掛け金部分、したがつて、責任準備金等から生まれてまいります金利等が全体の設計の中に纏り込めないという問題でござりますから、補助率を二十に上げるとかいうことも、間接的には整理資源の助成にはなりますでしようけれども、整理資源を補助するかどうかという問題は、現在の法律の規定でございます毎年の給付に要する経費の何%を補助するということとは別途の視野で、整理資源として補助することを考えても一向さしつかえない問題でございますので、直接補助率とは関係がないというふうに私は思いますが。

しても国が補助しないということになれば、これでは自まかないでやらなければならぬということです。掛け金の大幅な増額をしなければ実施できないということになるじゃないか。

われわれはわからないで聞いているのではないのですよ。小学校の生徒が学校の先生に聞いているような、そういう質問というのは国会にはないのですからね。少なくともあなた方よりも、われわれのほうが、立法府における以上、ものの判断とかはじめとか、そういうものをつける能力は持つておられるわけですよ。提案者側である内閣の法案の内容等について、われわれとしては了解できない、不明な点があるのをたどるのが質問ですから、だから正式には質疑と書いてあるでしょう。答弁する場合も、そういう姿勢で答弁してもらわぬと、法律の何条款かに書いてあるようなことをわざわざ局長に言つてもらわぬでも、われわれのつくった法律を土台にして論議しておるのではないですか。もう少しまじめな態度で答弁をするならしなさいよ。しないならしないでいいですからね。

○和田(正)政府委員 私は、おことばでございますが、ふまじめな御答弁を申し上げているつもりはございませんので、現在農林年金法に毎年の給付に要する額の一五%と書いてあるのを、今回の改正で一六に改めるわけでございますが、先ほど来御説明申し上げておりますように、整理資源の問題といふのは、過去における掛け金の不足分をカバーする問題でござりますから、直接毎年の補助率を上げていくところとも、間接的には掛け金を引き下げる効果がござりますが、そういう方法をとらないで、直接補助率をいじらないでも整理資源としての補助をする方法もあり得るということを申し上げたわけでございます。

それで、二〇%が厚生年金にあるから二〇%にするということも、ある意味では一つの方法ではありますからね。いろいろと思ひますが、それは国の制度といふことは、共済組合の制度があり、厚生年金の制度があり、そうしてこの年金法は、今回の改正によつて、給付の内容についても、共済組合のほかの制

度とのバランスをはかりました。厚生年金は、その給付の内容に若干の差がござりますことから、補助率が高められているわけでございますが、掛け金が高いということとそのことは、直接理論的には関係がないことなので、補助率を上げるといふ方法をとった例がございます。こうしたことをお申し上げたわけでございます。

○芳賀委員 国家公務員の年金制度は、国が事業主体になつてゐる。國自身がこれはやつてゐるわけですからね。その場合には、これは事業主体負担とすることで、事実上整理資源は國が負担していることになつております。私的年金の場合は、事業主体をそのまま解釈すれば、農林年金の場合には農業協同組合とか漁業協同組合が事業主といふことになります。そういうことは避けなければならぬと思います。整理資源を全部農協である法人に背負わせるなんということは全く暴論だと思ふのです。厚生年金の場合も、これは国庫負担を百分の二十九といふことにして、その他整理資源に対して國がどうするということは、ことさら明定されていなゐわけです。ですから、公的年金と私的年金の運営といふものは、主体になるものが國か民間かといふことで、おのずから異なつてくると思うのですよ。そういうことを考えた場合に、結局整理資源をどうするか。これをゼロにする方法もあるわけですからね。望ましい姿としては、國が制度上これは負担すべきであるといふのがわれわれの主張でもあるし、大体これは定説になつてゐるわけですね。その点をこの際明らかにしておかないと、ことしこの国会で問題が根本的に解決せられない場合であつても、次の時点ではまたこれが問題になる点だから、基本的な態度として、原則的にはどうしなければならぬかということをこの機会に政府としても明らかにしてもらいたいわいといふことを繰り返して言つているわけなんですよ。それは、その意味は政務次官はおわかりに

うわけです。したがって、抽象的なことになりますが、これらの基礎条件の整備ということに対しまして、農林省としてはどういうような考え方を持っておられるか、この点は坂谷政務次官から明らかにしていただきたい、これで本日の質問は終わりたいと思うわけであります。

○飯谷政府委員 これはたいへんむずかしい問題でありますて、なかなか具体的にあげて申し上げにくい面も現段階ではござります。農協あるいは農林漁業団体の強化が、今日きわめて必要な問題であることは申し上げるまでもございません。私もどもも、今後こういう問題とどういう形で取り組んでいくかという点につきましては、研究会等を設けまして、実は慎重に討議をいたしておるわけであります。そういった面で、ひとつ今後一そろ努力を続けてまいりたいと思っておりますので、御了承願いたいと思います。

○中川委員長 午後一時再開することにしまして、この際、暫時休憩いたします。

の価格の対応関係、さらに経済事情等を参酌して
きめてまいりたいということで、日下銳意検討中
でござります。

速記がまだ完全に整理が終わっておりませんから、速記で御説明をいたすわけにまいりませんので、とりあえず手元でとりました資料で申し上げます。

るというふうな御意見がございました。それから売り戻し価格について、市価を参考するようにして考えて考えるべきであろうといふような御意見ございました。

そのほか、関連をいたします上・下限価格だとか合理化目標価格等について意見がございましたが最終的に会長から取りまとめましたところでは、最低生産者価格決定にあたっては、生産者の意向を十分に取り入れてきめるよう、第二点といたしまして、糖価安定対策に積極的に取り組むことになりました。それから第三番目としまして、国内産糖の優先して諸対策を講ずるようになりますということ、こういうふうな三点の要約によりまして御意見の開陳があつたわけござります。

○芳賀委員 昨年の国会で砂糖価格安定法が成立いたしましたして、從来甘味資源法で処理しておりました甘味の原料最低生産者価格は、ことしから砂糖価格安定法に基づいて政府が決定しなければならぬことになつておるわけです。

るというふうな御意見がございました。それから、売り戻し価格について、市価を参考するようにして考えてるべきであろうといふうな御意見ございました。

そのほか、関連をいたします上位価格だとか、合理化目標価格等について意見がございましたが、最終的に会長から取り入れましたところは、最低生産者価格決定にあたっては、生産者の意向を十分に取り入れてきましたが、第二点といたしまして、糖価安定対策に積極的に取り組むうに、それから第三番目としまして、国内産糖の優先して諸対策を講ずるようにするということ、こういうふうな三点の要約によりまして御意見の開陳があつたわけでござります。

○芳賀委員 昨年の国会で砂糖価格安定法が成立いたしまして、従来甘味資源法で処理しておりました甘味の原料最低生産者価格は、ことしから砂糖価格安定法に基づいて政府が決定しなければならぬことになつておるわけです。

そこで、決定の方法については、従来の甘味資源法と同様でありまして、砂糖価格の安定法では、その十三条に、最低生産者価格の決定についての基本的な事項が示されておるわけであります。もちろん、この基本に基づいて価格算定をやられると思うわけでありますが、すでに告示すべき期限が四月十日でありますから、余日がないわけでもあります。が、現段階における作業の内容等について、できるだけ数字等を示せる限り明らかにして説明を願いたいと思うわけです。

この決定方法は、法律によれば、いわゆるパリティ方式とすることが基本ですから、昭和四十年の最低生産者価格、この単年度の最低生産者価格等を準用して行なった場合のおおよその試算といふものは出てくると思いますので、その点について

産者価格の算定に必要なと申しますか、主たる要素というのは、すでに先生御承知のとおりござりますが、てん菜の最低生産者価格をきめますにつきまして、毎年同じようなルールというものが確立いたしましたれば、ある意味で非常に機械的に算出ができるわけでござりますけれども、生産費その他も年々非常に違つておりますし、特に昨年は非常な大豊作ということでもございまして、生産費は非常に下がっております。それらの関係等もございまして、現在どのように最終的な結論を得たらいか、実はいろいろと検討中でございまので、いま直ちにこういうやうなことになるであろうと、いうことを申し上げかねるわけでございますが、その要素としてのペリティによりましてのいわば基準価格になりますのは、本年は六千七百九十八円という計算が出てまいります。それから、昨年のてん菜の生産費につきましては、トン当たりにいたしまして五千百三十八円というとくに相なつております。また、競合農作物といたしましてペレッシュをとりますると、これをてん菜のトン当たり換算をいたしますと六千三百三十円という算定数値に相なります。このほか、経済事情といたしまして、昨年のてん菜の取引基準價格でございます六千八百円というようなものが一つの基礎的な要素に相なつてまいりとと思うのですが、これらの参考のしかたなり、あるいはさらにはこれ以外の要素といふものをいろいろ検討をしておりまして、ただいま直ちに明快に先生の御質問にお答えできませんのはまことに申しきれございませんが、そのような段階でござります。

理化計画というものが審議会の議を経てすでに決定して公表されております。その際、昭和四十三年産の国内生産糖の推定生産費、その基礎になる原料について、昭和四十三年産のてん菜あるいは甘蕉の推定生産費といふものが、当時の審議会においても参考資料として長官から説明があつたわけです。これに対する当「不当」は別にして、とにかく昭和四十三年までの間の精査の決定あるいは原料の最低生産者価格の決定等については、およそそのルールが敷かれておるというふうに思われるわけです。そうでありますからして、毎年やり方が変わることで、いろいろなことがあって、基本的にパリティ方式でいくということであれば、それをあくまで基礎にして貫いていくということでなければ、四十三年到達する合理化計画といふものも順調に進まぬのではないかといふふうに思われるわけです。ただ問題は、従来、政府が最低生産者価格を決定、告示するわけですが、それと別個に、生産者と会社の間において原料の取引価格と、いろいろな事が事前に話し合いで決定されておるわけですね。昨年、一昨年は、最低価格の告示前にその年度の取引価格が決定されておるわけであります。そういう場合には、最低価格といふものは、政府が買入れる原料の基礎的な数字といふものに使われるだけであって、直接的には、生産者は、会社との間においてきめた取引価格が完全に実施されればそれで足りるということにもなるわけですね。ことしの場合には、いろんな事情があつてまだ使われるだけであって、直接的には、生産者は、取引価格の決定段階に至つておりませんから、したがつて、最低生産者価格がいかように決定されるとかということは、生産者の側から見ても非常に重大な点であります。そういう意味からいっても、最低生産者価格の決定にあたつて、前年度行なわれた原料の取引価格といふものをどの程度要素として取り入れるかといふことは非常に重要なことでありますので、この点をもう少し具体的に述べてもいいたいわけです。きょうは大蔵当局の出席も求めてありますので、必要な場合には大蔵当局からも発言をしてもらいたいと思います。

○武田(誠)政府委員 前年のてん菜の取引価格と
いうものについて、経済事情もできるだけ参酌す
るよう、また、していこうといふよなことに
つきましては、従来の甘味資源の審議会等におき
ましてもいろいろ御議論があつたところであります
して、十分承知をしておるつもりであります。そ
こで、経済事情の参酌ということについてござ
いますけれども、いずれにいたしましても、てん
菜の再生産といふものを確保していくといふこと
が最終の目標でございます。同時にまた、これは
一つの最低の支持価格という性格のものでござ
りますので、この経済事情の参酌の度合いといふよ
うなものにつきましては、やはりその年々のその
他の要素あるいは事情といったようなものを十分
かみ合させて考えていく以外にはなかろう、した
がつて、当初にも申し上げましたように、パリティ
によるもののウエートを幾らにするか、どうい
うものによるウエートをどうするか、どうよ
うとは、画一的に必ずしもきめ得ない要素を含んで
おるのではないかといふように考えておるわけで
ござります。特に本年におきましては、昨年の生
産費が五千百円といふような数字も出ておりまし
て、経済事情その他の参酌等についてもどの程度の
ウエートを考え方よろしいか非常に苦慮してお
る段階でございますが、いずれにいたしましても、
昨年の取引基準価格というものは算定の一要素と
して考えてまいりたいといふように思つております。

○武田(誠)政府委員 いまお話をございましたように、前年の取引価格といふものを勘案すべしということにつきましては、十分承知をしておるつもりでございます。したがいまして、今年におきましては、昨年の生産費が非常に低い水準にあるというようなこともありますので、この取引価格といふものについては、私どもとしても十分考慮に入れてまいりたいというふうに思つておりますが、現在、それが結果的にどのように出でますいりますか、まだ最終的な結論を得ておりませんので、何とも申し上げかねるのでありますけれども、気持ちとしては、お話のようなことで考えてまいりたいというふうに思つております。

○芳賀委員 この際大蔵当局からも、直接大蔵省が最低価格を算定するわけではありませんが告示前には必ず農林・大蔵で協議して、この程度といふことで決定することはわれわれも承知しております。わけですし、大蔵省当局の態度いかんといふとともに、ひとりてん菜の最低価格だけでなく、農畜産物全体の各法律に基づいた価格決定の場合においても、これは重要な役割りを大蔵省が持つておるわけですからして、この際、特に大蔵省からこの問題について発言をしておいてもらいたい。

○嶋崎説明員 御質問の点は二点あると思いますが、一つは、昨年合理化計画を策定したときの一つのめどといふものがあるのではないか、その点についてどういふぐあいに考えるか。それからもう一つは、経済事情の一つとして、現在のてん菜の取引価格をどういふぐあいに参考をしていくかという点だと思います。

まず第一点の、合理化計画の点については、すでに先生御承知のとおりに、七千五十円という数字があるわけでございます。四十三年の目標生産量

としては、一応この四年間の目標としてきておるわけでござりますけれども、年々の合理化目標の設定につきましては、それぞれいろいろな経済事情も考え、さらにはまた、てん菜の作付の状況、そういうようなことをいろいろ考へながら、また、砂糖の具体的な市価ということもにらみながらきめていかなければならぬ性格のものであろうと思つております。法律的には一応そういうふうになつておりますけれども、それじゃ、具体的にことしの価格決定にあたつて、この七千五十分円といふのをどういうふうに考へるかということになりますと、御承知のように、現在の価格が六千五百五十円といふことでござりますので、それとのからみをどう考へのかということをござります。パリティその他の動きといふのは、将来を予測するということはなかなか困難でございます。現に出た数字を中心にして、それがその合理化の目標生産費を算定したときの価格とどういうふうな連なりを持っていくかということについて、われわれとしても慎重に考慮に入れて判断をしていかなければならぬというふうに思つておるわけであります。

格を上回って買うてん菜につきましていろいろ買入れその他の手当をしていくという形になつておるわけでございまして、そういう性格のものとして、いま定めようとする価格があるということをにらみ合わせて判断していくべきものであるといふように現在考へておるわけでございます。

さらにもう一点、質問として直接あります。たのかどうかわかりませんけれども、現在その日時も定まっておるのにどういうべきものであるのかという点があらうかと思うのです。先ほど長官からお話をありましたとおり、実は食糧庁のほうからいろいろな数字を持ち込まれて、さくばらんに言つて、われわれはどうもその意見には賛成いたしかねる、そういうことで現在議論を戦わしておるような段階でございますので、具体的な数字につきましてこの段階で申し上げるわけにはいきませんけれども、いろいろな資料を求め、そういう資料を中心にしてわれわれの意見、それから農林省の意見ということで、昨日もおそくまで議論をしておるといふような段階であることをお答え申し上げておきます。

○芳賀委員 冒頭に、ことしの決定の重要なさうものを私が申し上げたのは、昨年の九月八日の甘味資源審議会の答申の中にも、合理化目標についておおよそ妥当であるということでありました。が、その際、てん菜を原料とするてん菜糖の合理化目標価格は、四十三年がトン当たり九万三千円ということに一応定めてあるわけです。それとの見合いで政府の考へは、原料についてはトントナリ七千五十円といふことであつたが、この原料価格の点については審議会でも議論が相

ます。したがいまして、七千五百円から七千二百円かといふことで、数字上は意見が分かれました。百円というのは、いま私が指摘しております実際の取引価格の七千二百円を言つておるわけです。だから、これは四十三年の目標達成の年に、原料の生産の状態とか、あるいは糖業の合理化等が順調に進んだ場合、その際は糖価においては九十三円なら三円ということになるわけですね。九十三円の糖価になったとしても、その時点では七千二百円の最低生産者価格といふものは実現可能である、こういふ考への上にわれわれは立つておるわけです。いまからそれを考慮に入れて四十一、四十二、四十三年の原料価格の算定をしておかぬと、またそを言つたのではないかといふことに当然なるわけだから、この点は、特に農林、大蔵両当局においても、ほんとうに政府として国産糖の自給度を政策的に向上させなければならぬという政策上の一貫した方針があるとすれば、現在もそれを堅持しておるとすれば、その点は明らかに見ておいてもらいたいと思うわけです。これは政務次官からお願ひします。

○仮谷政府委員 この問題は昨年から議論をされておるのであって、四十三年度に合理化目標を定めて進んでおるわけありますから、その目標達成のためには、われわれは段階を追つて善処しないかなければならないことは当然であります。が、あります。が、その際、てん菜を原料とするてん菜糖の合理化目標価格は、四十三年がトン当たり九万三千円といふことに一応定めてあるわけです。それとの見合いで政府の考へは、原料についてはトントナリ七千五十円といふことであつたが、この原料価格の点については審議会でも議論が相

ます。三十年産では五千二百五十五円でございました。一トン当たりでは根部の肥大期が好気象に経過いたしまして、褐斑病でありますとか、あるいは葉腐病でありますとか、そういった被害がほとんどなく、大幅に増収いたしましたために約一八%減少した次第でござります。生産費を構成しております費目のうちで、前年に比べて増加したものは、動力機械によります燃料を主体とした賃料料金、それから種苗費、ペーパーポット、紙筒栽培の導入によります諸材料費、それから肥料費、こういふものが増加をいたしまして、他方、畜力費でありますとか、あるいは防除費でござりますとか、労働時間の減少に伴います労働費といふふうなものが減少しておるといふこととでござります。この調査は、集計の戸数が九十戸といふことでございまして、全体北海道が標榜農家でござります。この九十八戸のうちで、普通栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培によりますのが四十五戸、ペーパーポット栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培で九十八戸といふことです。これは三十九年では普通栽培のものが六十四戸でございまして、ペーパーポット栽培が十五戸、両方の栽培が二十一戸、全体で百戸でございましたが、脱落が二戸あって、九十八戸といふことになつております。さらに、三十九年度で紙筒栽培が十五戸で

單な一枚紙で、今までよりは簡略になつておるようですが、この内容について、われわれとしてはどうもすなおに了承できがたい点があるので、一応その内容について説明してもらいたいと思います。

○木田説明員 四十年産のてん菜の生産費につきまして御説明申し上げます。

昭和四十一年三月三十日に公表したものでございますが、四十年産のてん菜の生産費は十アール当たり一万七千三百六十三円となり、前年三十一年産は一万六千六百六十四円でござります。したがつて、三名の増ということでござります。

一トン当たりでは五千百三十八円といふことございまして、三十九年産では五千二百五十五円でございました。一トン当たりでは根部の肥大期が好気象に経過いたしまして、褐斑病でありますとか、あるいは葉腐病でありますとか、そういった被害がほとんどなく、大幅に増収いたしましたために約一八%減少した次第でござります。生産費を構成しております費目のうちで、前年に比べて増加したものは、動力機械によります燃料を主

体とした賃料料金、それから種苗費、ペーパーポット、紙筒栽培の導入によります諸材料費、それから肥料費、こういふものが増加をいたしまして、他方、畜力費でありますとか、あるいは防除費でござりますとか、労働時間の減少に伴います労働費といふふうなものが減少しておるといふこととでござります。この調査は、集計の戸数が九十戸といふことでございまして、全体北海道が標榜農家でござります。この九十八戸のうちで、普通栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培によりますのが三十九戸、ペーパーポット栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培で九十八戸といふことです。これは三十九年では普通栽培のものが六十四戸でございまして、ペーパーポット栽培が十五戸、両方の栽培が二十一戸、全体で百戸でございましたが、脱落が二戸あって、九十八戸といふことになつております。さらに、三十九年度で紙筒栽培が十五戸で

ございましたが、四十年産のほうでは紙筒栽培が三十九戸といふことで、この分が増加しております。種苗費は十アールあたりで申し上げますと約二百円の増加、肥料費では四百円の増加、それから諸材料費で百二十円の増、こういふことでござります。全体といふことで、肥料の第一次生産費が十アールあたりで申しますと一万六千円といたしましての御説明申し上げます。

○芳賀委員 三十年のてん菜の生産費につきまして御説明申し上げます。

昭和四十一年三月三十日に公表したものでございますが、四十年産のてん菜の生産費は十アール当たり一万七千三百六十三円となり、前年三十一年産は一万六千六百六十四円でござります。したがつて、三名の増ということでござります。

一トン当たりでは五千百三十八円といふこととございまして、三十九年産では五千二百五十五円でございました。一トン当たりでは根部の肥大期が好気象に経過いたしまして、褐斑病でありますとか、あるいは葉腐病でありますとか、そういった被害がほとんどなく、大幅に増収いたしましたために約一八%減少した次第でござります。生産費を構成しております費目のうちで、前年に比べて増加したものは、動力機械によります燃料を主

体とした賃料料金、それから種苗費、ペーパーポット、紙筒栽培の導入によります諸材料費、それから肥料費、こういふものが増加をいたしまして、他方、畜力費でありますとか、あるいは防除費でござりますとか、労働時間の減少に伴います労働費といふふうなものが減少しておるといふこととでござります。この調査は、集計の戸数が九十戸といふことでございまして、全体北海道が標榜農家でござります。この九十八戸のうちで、普通栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培によりますのが三十九戸、ペーパーポット栽培でござりますのが三十九戸、それから普通栽培で九十八戸といふことです。これは三十九年では普通栽培のものが六十四戸でございまして、ペーパーポット栽培が十五戸、両方の栽培が二十一戸、全体で百戸でございましたが、脱落が二戸あって、九十八戸といふことになつております。さらに、三十九年度で紙筒栽培が十五戸で

うことになれば、実態に即応しない反当収量をとるといふことなどで、これは全く意味のないことだと思います。こういふ生産費は勘案要素なんかに使いたくても使えないですね。

○木田説明員 ここに申し上げます調査の集計戸数九十八戸、ということをございますが、これは北海道におきますてん菜の生産農家、これを公平に全部代表できますよろくな標本戸数として九十八戸をとりまして、その作付面積なり、あるいは生産物の数量なり、あるいは十アール当たりの収量を出しまして、それに基づいての費用計算を出しておる。こういふことでござりますので、全体を代表しておるものと考えておる次第でござります。

○芳賀委員

それじゃ、昨年のてん菜の十アール当たり平均収量といふものは三・三八トンといふことになるわけですね。

○木田説明員 いま申し上げますように、全体といたしまして、代表性のある九十八戸、ということの調査の結果でございまして、全体としての総収量から具体的に当たるものとしては若干のズレがございますが、総体的に考えまして、妥当なる調査の結果が出るものとして設計されたものと考えております。

○芳賀委員 それでは、一反当たり収量の三・三八にてん菜の総作付面積をかければ全量の生産量といふことになるので、それは符合するといふことになるのですね。

○木田説明員 いまの一戸当たりの平均といたしましてのトント数と、それから全調査農家の九十八戸の分についての十アール当たりの平均の収量との間には、具体的に標本農家といひますものの作付面積との関係で若干差がござりますが、全体としてのトント数と、それから全調査の結果としましては、妥当なものであらうといふうに計算上考えておる次第でござります。

○芳賀委員 私の聞いておるのは、四十年のてん菜の生産費調査といふことになれば、これは十戸や十五戸の農家の生産費といふことはならぬわけ

です。それが全体に引き延ばして妥当であるといふことになれば、北海道あるいは東北の一部が区域になつておるこのてん菜の総作付面積、これは

八年は五万八千八十五ヘクタールになるわけですから、そのうち北海道が五万三千七百八十六ヘクタール、東北が四千二百九十九ヘクタールで、合計五万八千八十五ヘクタールになるわけですね。この面積に対しても、十アール当たり、十アール当たりの平均収量が、いま統計調査部長の言われたよう

に三・三八トンということになれば、相当膨大な総収量ということになるわけで、それが妥当であるといふことであれば、一体總収量が幾らで、処理した原料数量がどうであるかといふことも、あわせて数字をあげもらいたいと思うわけです。

○木田説明員 いまの反当の全体の実績としては三千キロといふことでございますが、実際に現在のこの九十八戸の調査農家そのものの分として三・三八トンといふことで、全体としての標本の辯び方によりましての若干のズレがございまして、その間の差はあるということは、現実の調査の実態でござります。

○芳賀委員 あなたのところは統計という仕事をやっておるわけでしょう。だから、こまかしも何もできないのです。正直にやるのが統計であつて、そこに政治的配慮が作用するということとは断じて許されないわけですからね。九十八戸の農家の平均反収が三トントン三八であれば、これはそういうことはあり得るわけだから、それを五万八千町歩に引き延ばして妥当であるということになれば、これは重大問題なわけですよ。もちろん統計調査部は、米についてもペレッシュにしても、あるいはてん菜糖についても、実収高の調査とか発表といふことはやつておるわけですから、現実に昨年でござります。これはてん菜に限らず、ほかのものも同様のシステムでやつておられます。これは価格を引き下げるとか、特別の配慮があつて、その材料に統計調査部に低い生産費を出させたということになると思うのですよ。

○芳賀委員 それでは、食糧庁長官にお尋ねしますが、いま統計調査部長の言われた生産費の説明というのは、これは糖価安定法に基づく生産

費の調査とだいぶ質的に違うと思うのです。そこで、食糧庁が所管されておるわけですから、昨年てん菜の作付面積あるいはヘクタール当たり

アール当たりの収量が三・三八といふことございます。

○岡田説明員 それでは、四十年産のてん菜並びにてん菜糖の製造実績について申し上げます。一応会社からの報告を基礎にいたしたものでございまして、最終的に、もうこれがかちつとしたものだといふように公表いたすところではまだまことにありません。現在のところ、一応の集計をいたしたものでござります。

作付面積が、北海道だけ申し上げますが、五万三千七百八十五・九七ヘクタール、それからヘクタール当たりの収量が三十一・二八四、總収量が百六十八万二千六百二十六・三四といふことに

というが置いてあるわけですから、その点を、もう少し明確にしてもらいたいと思うのです。あ

りふれた調査であれば、何もこことあらためて取り上げるわけではないが、砂糖価格安定法の施行

規則の第十条に基づいて、生産費調査といふものがこれの分類で調査しなければならぬといふこと

が問題にしておるのは、この砂糖価格安定法に基づいて農林省が行なつた四十年産てん菜の生産費調査といふものはどうなつておるかということを、いま尋ねておるわけです。

○木田説明員 前にお答えしておりますように、全体としての集計の戸数が九十八戸、ということをございまして、それだけの範囲の結果としての十

アール当たりの収量が三・三八といふことございます。

○芳賀委員 それでは、食糧庁長官にお尋ねしま

すが、いま統計調査部長の言われた生産費の説明といふのは、これは糖価安定法に基づく生産費の調査とだいぶ質的に違うと思うのです。そこで、食糧庁が所管されておるわけですから、昨年てん菜の作付面積あるいはヘクタール当たり

アール当たりの収量が三・三八といふことございます。

○岡田説明員 それでは、四十年産のてん菜並びにてん菜糖の製造実績について申し上げます。一

応会社からの報告を基礎にいたしたものでございまして、最終的に、もうこれがかちつとしたもの

だといふように公表いたすところではまだま

にあります。これはてん菜に限らず、ほかのものも

選定して、それから引きあわせて精緻に報告を求めて、か

つ調査をして生産費を算定いたしておるわけござります。これはてん菜に限らず、ほかのものも

できるだけ代表し得るといふ設計のもとに農業

選定して、それから引きあわせて精緻に報告を求めて、か

つ調査をして生産費を算定いたしておるわけござります。これはてん菜に限らず、ほかのものも

○芳賀委員 そうすると、だいぶ収量に差があるわけですね。統計調査部は、結局ヘクタール当たりにすると三三・八トン、それから、いま食糧庁か

ら説明のあつた数量は三十一・二八四といふことになるわけですから、そのうち北海道が五万三千七百二・六トンの収量の差といふものが出てくるわけ

なんです。だから、反収の面でこういふ大きな差を設けるということは、一体それに基づいた生産費なるものが現実性がないということは、これはもう明らかになつておるわけであるし、そういうものを基礎にして今年度のてん菜の原料価格の算定の勘案すべき要素に使うといふことは、絶対にこれは不可能であると思いますが、いかがですか。

無理にこういふものを使うと、ということになれば、これは価格を引き下げるとか、特別の配慮があつて、その材料に統計調査部に低い生産費を出させたということになると思うのですよ。

○武田誠(政府委員) 生産費調査といたしましては、先ほど来統計調査部長がお答え申し上げておりますように、全体のてん菜の生産農家の生産費を

できるだけ代表し得るといふ設計のもとに農業選定して、それから引きあわせて精緻に報告を求めて、かつ調査をして生産費を算定いたしておるわけござります。これはてん菜に限らず、ほかのものも

選定して、それから引きあわせて精緻に報告を求めて、かつ調査をして生産費を算定いたしておるわけござります。これはてん菜に限らず、ほかのものも

が、先ほど統計調査部長が申し上げましたように、生産費といふものを代表し得るという、統計業務上の代表性的の理論で抽出をしておるわけでございまして、これらの農家につきまして、その平均反収が全体の平均と同じでなければならぬといふことは必ずしもならないと私は思はうのであります。同時に、当該農家の肥料代でありますとか施肥をしております状態でありますとか、あるいは機械の導入の状態でありますとか、労働時間のかけ方といふようなものを、今度は別途に全部の北海道のてん菜の作付農家というものを昆明に調べまして、その平均といふものをとりますれば、あるいは労働時間が下がつておるかもしませんが、そういうような意味合いで、ただ単に反収といふものだけを比較いたしまして、これがどうこういうこととは、やはりちょっと問題があるのでないかといふように私は考えております。

○芳賀委員 しかし、反収が一番エーアトを占めておるんじゃないですか。昨年までは二・四トンといふことができたのに、いきなり今度は三・四トンといふことになれば、一反歩で一トンよけいに取つたと取らぬでは生産費で重大な変化がくるんじゃないですか。これは肥料代とか賃貸の関係などいうことがわかりますが、それより割も多いような反収をわざわざ取り上げて、それがおむね傾向として妥当であるということは、価格決定上の生産費として判断する場合には当を得ないものだと思うのです。たとえば、あなたのところでやっている米の価格決定にしても、過去三ヵ年間の実績平均反収といふものを基礎にして、それから標準偏差一五%を設けて、そして大体全国的に適用できる反収を取り上げて、それがおむね価格決定を行なつておるわけですね。同じ食糧庁長官のもとでやつておるんじゃないですか。米価の場合は、過去三ヵ年の実績平均反収から、さ

る。てん菜の場合は、実績平均反収より上回る反収というものを設定して、生産費を安くすることに役立つ資料をつくるということは、同じ食糧庁の中でも所管が違うことによってやり方が全然別であるということになるんじゃないですか。これだけいくんじやないからまだいいといえばそれまでだが、しかし、それも勘案する一つの資料になるわけでしょう。大蔵省の主計官のところでも、こういうものは重要な資料としてやはり議論するんじやないです。五千百円じゃないかといふことを議論されれば、長官も二部長も、簡単にいや、これは実態に合わないんだ、実際はまだ反収が低いが、一応統計調査部がこういうものをつくってくれて、あんたのほうに有利になっているということを言うわけにはいかぬのじゃないですか。これは単なる統計調査部が通例行なっておる各農産物の生産費調査であれば抽出農家の当該作物の平均反収ということでもいいが、法律に基づいて生産費調査を行なって、それを資料に使うということになつている場合には、やはり価格決定上役立つ調査をやつてもらわなければいけないと思うのですよ。統計調査部は食糧庁長官の配下じゃないですから、あなたが指示するわけにはいかぬが、これは政務次官としては誤りは是正できることもあるという点は、昨年の牛乳の不足払い法のときにも、どうも農林省の統計調査のやり方は不備な点があつたのではないか、是正すべきであるということはわれわれ委員として指摘してあるわけです。当時、赤城農林大臣も、その点は十分配慮して是正すべきものは是正するということを言明しておるわけですが、改善の余地がないといふだけではなく、改悪の方向にこれははつておるわけです。これは坂谷さんから、資料に値するとかしないとか、はつきりしておいてもらいたいと思う。

所 자체가故意で、あるいは意図的にやったものではないに、自然に数字としてあらわれたものと題ではないかと思うのであります。確かに先生のことを本体を今度の価格決定の場合に取り入れてやるかやらないかという問題は、おのずから別問題ではないかと思つてあります。おおしゃるような理論があると思うわけです。ただし、実績平均反収でなければならぬという理論にもまたいろいろ議論もあるようでありますけれども、私ども自体もいつも米価決定の場合に言つておることは、生産性が向上したことなどがむしろ価格決定にマイナス要因になることは農民の努力を無視することじゃないかということをいままで申しておることには、いまここで私自身が申し上げる限りではございませんが、御趣旨の点は十分に了解ができると私は思つております。

○芳賀委員 これも去年問題になつた点なんですよ。どういうわけで農家の自家労賃を農業の日雇い労賃にしなければならぬのかということを委員会で各委員が指摘しておるわけです。その場合に、特にそれは立法上の根拠があつてそういうことをしなければならぬのかといふことを尋ねた場合には、法律上の根拠は何もありません。従来そうやつておられますから、継続的にやつておるにすぎないといふ部長の答弁であつたわけです。何か法律の根拠があつてやるのであれば、それはその法律を是正しなければ改めるわけにいかねが、何も法令上の根拠なしに日雇い労賃を自家労賃にあてはめなければならぬということにはならぬわけであるから、この点は、去年は赤城農林大臣に、十分検討して、今後生産費調査をやる場合の自家労働賃の評価について、現実に適合した適切な方法に改善すべきであるということを大臣にも指摘しておるわけです。それを、また去年と同じように日雇い労賃ということになると、生産費の塗料としてはこれも使えないということになる。それで、どちらかの賃金で評価したらいいですか。一時間あるいは一日当たり、男女別等について説明願います。

○木田説明員 男子につきましては八百五十九円、女子につきましては七百三十六円、これは一日当たりの経費でござります。

○芳賀委員 時間当たりで幾らになりますか。

○木田説明員 八時間で計算いたしますと、男子

Digitized by srujanika@gmail.com

の場合が百七円、女子の場合が九十二円、こういうことになります。

○芳賀委員 これは自家労働の男女それぞれに日雇いの男女賃金をあてはめたということになつておるわけですか、あるいは込みにしてやつておるか、その点はどうなんですか。

○木田説明員 男女別に計算をしてございますが、賃金というのは、労働の能力とか成果に基づいて評価するのがたまにになっておるわけですが、一体この專業の農業従事者の一時間当たりあるいは一日当たりの労働の能力あるいは成果と、それから日雇い賃金の対象になる臨時的な農作業労働の一時間当たりあるいは一日当たりとの比較はどういうことになつておるのですか。全く同じか、違うかですね。

○木田説明員 ここでの計算は、それぞれの能力計算によってやつておるわけでございます。

○芳賀委員 どういうような計算をしておるのであります。たとえば、專業の農業従事者一人は、臨時労働の二人に匹敵するか・五人に匹敵するか、その評価の基準を示してもらいたい。

○木田説明員 雇う者の一人前と、雇われる者の一人前を対照して計算して考えております。

○芳賀委員 そうじやないです。同じ作業をした場合、十五年も二十年も経験のある熟練した農家の労働と、それから臨時に雇つてきて同じ作業をやらせるわけだから、仕事の能率とか成果において同様であるとか差があるとかという結果が出るわけですね。いわゆる賃金といふものは、そ

の労働の成果に対して適切な評価を行なつて、一時間幾らとか一日幾らといふようにきめるわけだから、能率があがつてもあがらなくても一時間、一日が全く同様でなければならぬということにはならぬわけですよ。特に農業の場合には、販売する農畜産物の値の中に自家労働の報酬といふものが含まれているわけだから、労働者や皆さん公務員のように、賃金は月給で幾らとか一年幾らといふことがきまつておるのとは違ひわけです。その

点は、労働の評価というものを、臨時と比較した場合にどういうことになるのかということは、これは当然統計調査部としては評価がえをしなければならぬ点じゃないですか。

○木田説明員 私ども生産費を調査して、それを計算をする場合には、御承知のとおり、当該生産品を生産するためには、投下したその費用は幾らであるかといふことを頭に置いて調査する次第であります。したがいまして、いまおっしゃいますように、労働について年雇いあるいは臨時、家族というふうに分けてございますが、それぞれ年雇いは年雇い、臨時は臨時、家族は家族として、その人々それぞれについての記録をしていただきます。その際に、家族の場合についても臨時の場合と同じような単価でもつて計算するわけでござりますが、年雇いなりあるいは臨時雇用の数といふものについては、それぞれ年雇いは年雇いとして雇われている者何人、それから臨時に雇つては、それが一人前といふふうに考えられた者については、それは一人前といふふうに考えられた者については、それから臨時に雇つては、そういうふうに取り扱つてある者については、それ相当の評価をして計算する、そういうふうな考え方にしておるわけでございます。

○芳賀委員 私の聞いているのは、同じ作業を専門の農家がやる、その場合に、手間が足りぬから一人臨時を雇つ入れて行なう、これは同一作業を

一時間とか一日やつた場合に、その能力とか成果が必ずしも同様といふわけにいかぬでしょう。能率のあがるほうは作業が進むし、熟練度の低い者は作業が進まないといふことに当然なるわけです。

だから、臨時であつても、年雇いであつても、賃金を払う場合には、その者の持つてゐる労働の能

力なり成果に対して一定の賃金として評価して支払うをするわけですから、何でもかんでも雇つてきて、一日の時間がたてば同じ賃金といふわけにはいかぬと思うのです。それなら、小学校や中学

校の子供を連れてきて、一時間たてば、はい百円、八時間たてば八百円といふことになりますが、

そういうわけにいかないでしょう。だから、能力に差がある場合には、やはり一定の基準で評価がえをして、そして賃金を支払うとか生産費の調査の資料に充てるということであれば、それは話はわかるんですよ。たとえば、專業農家が臨時一人

に対する一・五人の能力があるとすれば、臨時が八百円の場合には千二百円といふことになるわけですから、評価がえをやれば、臨時一人に対して農家の一人は二倍に当たるということになれば、これは一日八時間で千六百円、こういうことになるんですよ。仮谷さんは頭を振つてはいるが、これは、雇いは年雇い、臨時は臨時、家族は家族として、その人々それぞれについての記録をしていただきます。その際に、家族の場合についても臨時の場合と同じような単価でもつて計算するわけでござりますが、年雇いなりあるいは臨時雇用の数といふものについては、それぞれ年雇いは年雇いとして、それから臨時に雇つては、それが一人前といふふうに考えられた者については、それから臨時に雇つては、そういうふうに取り扱つてある者については、それ相当の評価をして計算する、そういうふうな考え方にしておるわけでございます。

○芳賀委員 私の聞いているのは、同じ作業を専門の農家がやる、その場合に、手間が足りぬから一人臨時を雇つ入れて行なう、これは同一作業を

一時間とか一日やつた場合に、その能力とか成果が必ずしも同様といふわけにいかぬでしょう。能率のあがるほうは作業が進むし、熟練度の低い者は作業が進まないといふことに当然なるわけです。

だから、臨時であつても、年雇いであつても、賃金を払う場合には、その者の持つてゐる労働の能

力なり成果に対して一定の賃金として評価して支払うをするわけですから、何でもかんでも雇つてきて、一日の時間がたてば同じ賃金といふわけにはいかぬと思うのです。それなら、小学校や中学

校の子供を連れてきて、一時間たてば、はい百円、八時間たてば八百円といふことになりますが、

結果、どういう人たちが農家の臨時的な労働力の供給源になつておるかということはわかるでしょう。そういうことはわからぬですか。この実態を、まずお尋ねしたいと思うのです。

○木田説明員 ただいまおっしゃるようなものにつきましてだけ、特に調査したものを持ち合わせております。

○芳賀委員 どうして調査しないのですか。調査する場合は、対象農家が臨時雇いを月何日雇い入られたということとは、これは記帳するわけであります。その場合、女を雇つたか、男を雇つたかというところが季節的労働者であるか、あるいは主人公は給料取りであるとか、あるいは商店を経営しておるとか、そういうしつかりした生計の根拠といふものが他にあって、そうして余裕のある家族の労働といふものが季節的に農家の作業に出動して協力しておられるという形が、いまの農村の臨時雇い労働の実態だと思うのです。私は北海道で農業協同組合長をやつていますが、水田もあるし畑もありますね。田植えの場合は、ほとんど町の給料取りの細君とか、あるいは農業以外の中流の生活をしておるところの婦人が主体になつて田植えとか、ある経験もないし、能率もあがらぬからして、やはり耕種の生産性といふものに対する賃金の評価を行なうから、月三万六千円とか四万円ということがあります。臨時的な不熟練労働者は、雇い入れてきても耕種の生産性といふものに対する賃金の評価を行なうから、月三万六千円とか四万円といふことがあります。臨時的な不熟練労働者は、雇い入れてきても耕種の生産性といふものに対する賃金の評価を行なうから、月三万六千円とか四万円といふことがあります。田植えの場合は、ほとんどの農家の場合は固有の賃金といふのはないところで、同じ製造業の内部においても熟練者と臨時的なものの賃金差が出るといふのは、これは当然じやないですか。これを農家の場合に当てはめれば、専業農家の場合は固有の賃金といふのはないのですが、自分が働いておるのですね。あれば、やはり製

農業における常用と臨時の格差といふようなものはないで、農家の場合は当然なるわけですね。統計の皆さんにとって、実際の作業実態といふものを見ても、自分たって、実際の作業実態といふものを見ても、自分が働いておるのですね。あれば、やはり製

農業における常用と臨時の格差といふようなものはないで、農家の場合は当然なるわけですね。統計の皆さんにとって、実際の作業実態といふものを見ても、自分が働いておるのですね。あれば、やはり製

よ。そうすると、そういう給料取りの細君たちの

ですね、そう思われるですか。価格に関係ないとい

は政務次官、答弁だ。

経費はこれだけしかかかるないのでという九十八

當時的な労働と、十五年も二十年もの経験を持つている専業の農家の夫やじさんとか娘さんと比べて、同一作業をやった場合の能率が同じなんていふことはないと思うのですよ。違うから、これはうまいですよ。どうぞ、貴女と一緒に来て下さい。

いつたって、価格に直して一反歩幾ら、一トン幾らといろいろようになつておるのじやないですか。あなたのはうは作意的にやつていなくとも、これはもう生産費調査の結果とか、あるいは食糧局とかいろいろなところからも出でてゐるところによると、さういふことは

○板谷政府委員 この問題は、実は乳癌の問題から関連をいたしまして十分委員会でも議論をして、大臣からも実はいろいろ御答弁申し上げたわけですが、ただ統計調査事務所としては、結局

軒を拾い上げ調査なんかしないで、生産調査についても、かかる費用その他もランダム調査をやつて、全反別にびしゃりとかけたらこのとおりですといふよろな、ほんとうに正しいものの出る方向

うことになれば、いつまでたっても農民の所得と
いうのはニヨン並みから出ることはできないの
ですよ。製造業の臨時賃金とか、農業の臨時労賃
が農業者の所得水準であたりまさであるといふよ

力農省でやる場合には、これにやはり去年の生産費はこうなつておるということに当然なるわけですよ。農民を苦しめるためにあなた方は嘗々として努力しておるということになるんじやないですか。政治的にやつてくれというのじゃないですか。実態に即したようにやらなければ、せっかく

与えられた権限の範囲内においてその現実の数字を調査をして、それを作出すということが調査事務所の現在の仕事じゃないかと思いますし、したがって、それが改善をする余地があるとすれば、やはり改善の方向に向かわなければならぬと思いますけれども、問題は、そういう農村の窮屈な用

を指示しなければ、統計調査部は全く指図どおりやっているのだから間違いないだらう、電子計算機じゃないけれども、計算は間違わぬけれども、与えるカードが違つていれば、これは答えが違つたものが出でますよ。だからこの点は、やはりはつきりと農業基本法の精神にのつとつたカード

うなことになれば、ますます所得格差は拡大する
じゃないですか。そうじゃないですか。何のため
に格差解消というのを、価格政策とか生産対策と
かを講じてやられるわけですか。だから、昔から

の神聖な統計の結果といふものが意味がないじやないですか、この点はどうお考えですか。

○木田説明員 いまの劣質の計算のしかたについていろいろ御異論はあらうと存じますが、われわれ

資金といふものを生産額の中に含めて、いわゆる生産価格を考えていくかどうかという問題になつてまいりますと、いさぎかこれは統計事務所の域を抜けた問題ではないかといふに考えます。

ドを突っ込んだら、出てくる答えは使える答えは電子機械の、事務を担当する統計調査部へ与えていかなければ、幾ら本気になつて間違いがない計算をしたって、与えるカードが違つていて、カードを突っ込んだら、出てくる答えは使える答えは

おこうじや済まないと思ふのですよ。純粹にやつた統計の結果というものはそれぞれ重要な意味を持つて政策面に活用されるということを考えた場合、どうですか、統計調査部長。

賃金といふものを生産費の中に含めて、いわゆる生産価格を考えていくかどうかという問題になつてまいりますと、いさぎかこれは統計事務所の域を抜けた問題ではないかといふふうに考えます。そういう意味で前赤城大臣もいろいろと御答弁なされたと思うし、今回の乳価の問題につきましても現大臣からも御答弁を実はいろいろと申し上げたのでありますて、確かにこれは議論の余地はあると私どもも思つておるわけであります。したが

○木田説明員 先ほども申し上げましたように、私どもの出しております生産費の調査は、生産物

○栗原委員　関連して……。

いまして、そういう面は将来ぜひ改善する方向で努力しなければならぬということは、大臣も

原価の計算をいたすということになります。したがいまして、たゞいまおっしゃるような意見もあらうと存じますが、労働費につきましては、家族も、労賃そのものの計算としては臨時雇用の費用でやつておるというのが、われわれの計算の方針としては妥当であるといふように考えておりま

あとから蚕糸の問題のときに少しくお聞きしようと思っておったけれども、どうも納得がいきません。これが自由価格なら、農産物が売れた金額の中からかかった経費を差し引いた残りが労賃だ。これでやむを得ないと思うのですよ。これはそういうじゃないのです。そうじゃなくて、価格支持制度をつくる。そこで、生産費は幾らかという積み上げをやって、いくわんだから、上からおろしてきて、

○栗原委員 それは政務次官はそら答えておる。
確かに、ここで統計調査部長を追及したって、それはかわいそらなんだ。言われるとおりにやつてゐるのだから、それは部長がかわいそらなんだ。

○芳賀委員 そういう調査の内容ですから、反収については一反歩当たり三・三八トン、あるいは勞賃についても男一日が八百五十九円、女一日が七百三十六円、こういふ計算をすれば、いろんな数字の使い方で、一トン当たり五千百三十八円というものが出てくるのですよ。しかし、そういうものが実際のてん菜の生産費として妥当な自家労賃であるか、あるいは適正な反当収量であるかということになりますと、ここに問題があるわけ

あとから蚕糸の問題のときに少しよくお聞きしようとと思っておったけれども、どうも納得がいきません。これが自由価格なら、農産物が売れた金額の中からかかつた経費を差し引いた残りが労賃だ。これでやむを得ないとと思うのですよ。これはそうじゃないのです。そうじゃなくて、価格支持制度をつくる。そこで、生産費は幾らかといふ積み上げをやっていくわけだから、上からおろしてきて、これだけが労賃だよということでは、これはだめなんだ。そこで、先ほどからちょいちょい発言していたけれども、農業基本法の精神は、他産業と格差を縮めつつ、劣らないような経済的な生活を保持しよう、こういう方向なのだから、かかる経費にそういう労賃を加えて、これが生産費ですと、こう持つていかなければ全然計にならぬじゃないですか。まるで話になりませんよ。これは大体価格支持制度の根本を間違つておる。これ

○栗原委員 それは政務次官はそりゃ答えておる。
確かに、ここで統計調査部長を追及したって、それはかわいそらなんだ。言われるとおりにやつて
いるのだから、それは部長がかわいそらなんだ。
だから、われわれは部長を追及するよりも、そり
いうやり方を指示する農林省の大臣、政務次官、
こういう人が大体よくなれ、また、そういうこと
をやらせない大蔵省もよくなれと思う。だから、
これはやはりほつきりとやらなければならぬし、
しかも、私たちも、米の供出のときに、そんなこ
とで全生産量がわかるかといふ中でランダム調査
は間違いないのだということで、ずいぶん説得さ
れたものですよ。だから、九十八軒のぐあいのい
いものだけを拾い上げて、これだけよけいとれて、
と思っております。

再来年もやるということになれば、これは再生産が行なわれるという判断の上に立つて調査を進めらるべきですね。その場合、農家の自家労働といふものを評価する場合に、男八百五十九円、女七百三十六円、この労働の評価で再生産が一体できるかという疑問をきつと持つと思うのです。また、これで専業農家として生計が維持できるかといふことの疑問も、末端の職員はきつと持ちながら命令どおりやっていると思うのですが、そういう点はいまだ全然考へなかつたですか。

○木田説明員 先ほども申し上げましたように、私どもの生産費の計算では、あくまで生産品を生産するために投じた経済価値は幾らであるかといふことの計算でございまして、したがいまして、おっしゃるような再生産のためにこれが必要であるかどうかなどということについての考慮を、特にこ

再来年もやるということになれば、これは再生産が行なわれるという判断の上に立つて調査を進めらるべきですね。その場合、農家の自家労働といふものを評価する場合に、男八百五十九円、女七百三十六円、この労働の評価で再生産が一体できるかという疑問をきつと持つと思うのです。また、これで専業農家として生計が維持できるかといふことの疑問も、末端の職員はきつと持ちながら命令どおりやっていると思うのですが、そういう点はいまだ全然考へなかつたですか。

○木田説明員 先ほども申し上げましたように、私どもの生産費の計算では、あくまで生産品を生産するために投じた経済価値は幾らであるかといふことの計算でございまして、したがいまして、おっしゃるような再生産のためにこれが必要であるかどうかなどということについての考慮を、特にこ

の調査においていたしておるということはございません。

○芳賀委員 ジヤ、どういうわけで自家労働について日雇い賃金で評価しなければならぬですか。

こういふ必要はないじやないですか。これは何のためにやるわけですか。

○木田説明員 自家労賃の評価のしかたにつきましては、いわゆる農村におきます労働賃金の通常時価と申しますのが臨時の雇用の賃金である

という考え方のものに、家族労賃につきましては、いろいろ必要があるものがあるものだと思ひます。

○芳賀委員 どういふわけでそつしなければならないのですか、それをもう少し明らかにしてください。

どういふわけで農家の自家労働といふものを日雇い賃金で計算しなければならぬか、何か理由があると思うのです。

○木田説明員 われわれの計算といたしましては、いろいろ労賃の基準というものがあるものだと思いますが、その際、普通、もし家族がなかつたならば雇うであろうと思われるものに年雇いと臨時

とがあるわけですけれども、通常そういうふうの場合に、いまの労賃として考えられるものとし

ては臨時の費用が適当であるといふふうに考えて、それを基礎にしておるというだけであります。

○芳賀委員 たとえば、てん菜を生産しても、これは砂糖にしなければ生産の目的が何も達成されぬわけですね。だから、砂糖の原料であるてん菜を生産する農家の労賃は日雇い賃金でやる、そ

ういうことであなた方やつているわけだから、それが生産するわけだし、その原料をさらに砂糖にするわけだから、一貫したものがあると思うのです。その製造費ですね、労賃はどうなつてゐるのですか。

あわせて、これも関係があるが、農家が乳牛を飼育して生乳を生産する、それを原料にして乳製品をつくるわけですから、たとえば精製糖工場の労働賃金、乳製品工場における労働賃金はどうなっているということ。農業関係の製造業の賃金といふのはわかるでしょう、それを参考までに知らしてもらいたいと思う。

○石田説明員 直接ビートと関係ございませんが、精製糖企業の平均は、月にいたしまして約四万五千円くらいでございます。

○芳賀委員 乳製品は幾らですか。

○檜垣政府委員 乳業会社の平均労賃は、私どものところで調べておりますので、平均賃金額はわかりません。

○芳賀委員 大体もわからぬですか。四大メー

カーラーの場合、統計調査部でわからぬはずはないだらう。

○木田説明員 私どもとしましては、ただいまの御質問の点につきましては調査をいたしておりますので、たゞいま持ち合わせておりません。

○芳賀委員 いま石田説明員が言つたとおり、てん菜を原料にして製造しておる、いわゆる砂糖の製造工場の平均賃金が月四万五千円、これは聞いたでしよう。一十五日働くとすれば、一日千八百円といふことになるわけですね。原料生産者は八百円でいい。その原料を用いておる製造工場の労賃は一日千八百円といふことになると、これは倍以上になるわけですね。こういふ点はどうなんですか、しょがないといふことでおさまるのですか。砂糖の価格をきめるまでの経過としては、これは原

料代金が当然入るわけですが、原料代金の中には自家労賃がまざつておる、その自家労賃は一日八百円、それから砂糖の製造過程における労賃は、

八時間労働で千八百円、こういうものを全部合

せて、つまりトントン当たりのてん菜糖幾ら、あるいは精製糖幾らといふことになるわけだから、これ

は問題があるじやないですか。原料生産者は一日八百円でいい、月二万円でたくさんである、その次男坊、三男坊が砂糖会社に行つて働けば二倍以

上の賃金になる。

○木田説明員 ただいまおつしやいました製糖所の場合は労賃と申しますのは、企業者として労働者を雇う費用としてのものであると存りますが、

私は、あくまで、先ほどからもるる御説明いたしましたように、生産物そのものを产出するのに投下した経済価値は幾らであるかといふ計算の方式でござりますので、その点、ものの考え方方が違うのだとございます。

○芳賀委員 どうも部長と議論しても果てしないのですが、あなたのそういう間違った考え方を直すには、やはりあなたの上のほうから指示しなければだれと議論するのがいいですか。あなたのところは經濟局所管だが、われわれは、統計調査部といふのは一応独立の機能を持つておるからして、局長や何かの指示で動かぬでもいいというようになれば、これは考へておるので。しかし、そういうことがなれば、なかなか信用できないといふことになれば、職制からいふと、あなたの上には經濟局長がおりますね、經濟局長の指示であなたは仕事をされておるかどうか。そうでないとすれば、これは政務次官とか農林大臣とか、留守番には事務次官がおるわけですが、どういうところと論議をすればこういふ誤りが是正されるか、その点をここで明らかにしてもらいたいのです。もうあなたのレベルでの議論も知らないようですが。

○芳賀委員 最後に、政務次官に申し上げますが、先ほど來の質疑を通じて、食糧庁当局において、ぜひひとつその点で御理解をいただきて、これまで以上私から御答弁申し上げる権限がございませんので御了承いただきたいと思います。

○芳賀委員 最後には、農林經濟局の統計調査部と調査部は昭和二十二年に統計調査局といふうことになりますが、御承知のとおり、統計

なりまして、二十四年以降統計調査部でございま

すが、その当時から、内部といつしましては、局

とは別個の存在といふことの取り扱いになつてお

る次第でござります。

○芳賀委員 そうすれば農林大臣じきじきといふことになるわけですね。農林大臣の迷妄を打破しなければだめだといふことになる、そうなるのです

か。これは端的な質問だけれども、一体だれとかけ合えばいいかですね。それは政務次官からはっきりしてもらいたい。大臣が必要ならばこの次に大臣を呼んでこなければしません。

○仮谷政府委員 臨時雇用労賃を価格決定の場合にいわゆる生産費の基礎にするかしないかといふ問題について、このビートの問題でなしに、乳糖の問題にしましても、あるいはいわゆる蚕糸の問題にしましても、いろいろいま議論をされてお

るのですが、この点については、昨年来、当委員会においても議論に議論を重ねてまいつたところでありますて、それに対しても前赤城大

臣も御答弁を申し上げておるし、その答弁を受けたところでありますて、そこで御理解をいたしておる状態でありまして、直ちにそれを全面的に取り入れてといふことは、現段階ではきわめて至難でありますけれども、御趣旨の点は十分に体して今後努力をいたしてまいりたいというふうに実

は考へておるので。しかし、そういうことがなれば、なかなか信用できないといふことになれば、職制からいふと、あなたの上には經濟局長がおりますね、經濟局長の指示であなたは仕事をされておるかどうか。そうでないとすれば、これは政務次官とか農林大臣とか、留守番には事務次官がおるわけですが、どういうところと論議をすればこういふ誤りが是正されるか、その点をここで明らかにしてもらいたいのです。もうあなたのレベルでの議論も知らないようですが。

○芳賀委員 ただいま農林省の設置法のたてま

えいたしましては、農林經濟局の統計調査部といふことになりますが、御承知のとおり、統計

なりまして、二十四年以降統計調査部でございま

すが、その当時から、内部といつしましては、局とは別個の存在といふことの取り扱いになつてお

る次第でござります。

いろいろ考へが政府の政策態度の中にはつきあつたことは、これはどちらと言わぬでも、政務次官としては判断がされると思うのです。ですから、再生産の面等については、去年の糖価安定法の附帯決議等においても、適正な農家の所得が確保され、拡大再生産が生産面で図られるようには価格決定についても十分考慮すべきであるといふことになつておるわけですからして、あと数日しがれても、時間的余裕はないわけですが、それらの事情といふものを十分考慮に入れて、農林省はもちろんであります、大蔵省についても、主計官は国会に出れば説明員ということになつておるが、実際に価格算定については発言権を持つておる任務にありますからして、きょうの国会の論議等も認識して最善を尽くしてもらいたい。そういう御意思を政務次官からはつきりしていただき、きょうは質問は終わらしていただきたい。

政府の施策のまことに現状のよろんな形であるといふことで、農民に対しても十分にこたえようとはしないよろんな態度をしておる。同じ原料生産者とそれを製品にするものとは、これは労使提携といふよりも、もつとも一つのルールの中にあるのだと私は思うのです。いずれが欠けてもだめだと思うのです。ところがそれが、特に最近、そういうよろんな形の中へいがみ合わなければならぬといふよろなことを政府は傍観しておるのかということを私は言いたいのです。

そこで、先ほどからいろいろ御説明がありまして、昨年は非常な増産をした。これは私は実際農業をやっておりまして、昨年の増産は、これはおそらく基準にはならないと思うのです。昨年これだけとれたから今年もとれるだろうといふような考え方でやつたのはいけないと私は思う。おそらく今年は、いまの情勢の中では作付は非常に多くれます。今日、まだところによっては一メートルも雪がある。そういう状態の中で、ペーパーボットの育成等について農民は雪をのけて努力をしておるのです。それも予算の少ない中で非常に努力をしておる。ところが、それだけ努力しても、天候その他のが悪ければ昨年のようないい期待はできないわけであります。そういたしますと価格体系の中に相当響いてくるのではないか。四十年度がこの程度できたから四十一年度もこうであらうなどといったような、先ほど言われたような反収のとり方で今年度の決定に対し考慮されるならば、私は、またことしの秋になつて非常な問題が起きるであらうと思う。だから、私が一言申し上げておきたいのは、昨年はそういうような空前の豊作だといっておりますが、おそらく、ことしどは逆のことがくることもありますかもれない。その場合にはどういう考慮をするか。たとえば、そうでなくとも、平常な場合の反収が今年度あつたとしても、これはやはり政府の考え方から見れば相当価格体系の中では満足できないような状態のものであらうと思うわけです。です

から、たとえば今年度の生産の結果から見て、おなじことは何とか考慮しなければならぬといふことはもう明らかであろうと思うのですが、ことしの価格決定にあたって、昨年度は従来にない増産をしたといふような年においてきめて、もと通常のような状態がきたときには、秋の生産を見て、これに対して何とか政府は考慮する、態度としてはこういふような含みを持つて当然おやりになると私は思うのであります。この点についてはどうのようにお考えですか、お聞きしておきたいと思ひます。

○武田(感)政府委員 本年まきつけのてん菜についての最低生産者価格をきりますに際しましては、お話をのように、昨年のてん菜の生産については、気象条件が、最初は豪雪その他の問題もあつたわけでござりますけれども、ほぼ生育期間を通じて非常によかつた。また、農民各位の御努力ももちろんあずかって大きな力があつたわけであります。そういう意味での大豊作であつたと思いります。ことしまさきつけのてん菜の最低生産者価格をきめるにつきまして、去年と同じような気象条件なり何なりを前提にしての大豊作ということを前提として私どもきめようというふうには考えておりません。現在、道府その他からも生産見込み等のデータもいただいております。いわば普通の状態における生産ということを頭に置きまして、十分そのことを参酌してきめてまいりたいと考えております。

○岡田説明員 現在の工場が、一工場の能力が大体十八万トンあるわけとございます。これは通常のベースとして十八万トンということであるわけとござりまするが、能力的には、まだ十分十八万トンをこえても發揮できる状態にござります。したがいまして、一工場あたりの生産が飛躍的に増大するということになれば、これはまた別でござりますけれども、ここ當分、現在の工場で十分やつていただけるものだというふうに考えております。

○松浦(定)委員 私の質問は、その工場をふやすとか何とかいう意味のものではないのです。昨年度の経過を見ましましても、もしこのような状態で来年度――これは去年のことですから、今までいえども本年度、二割三割の増産をされたら、工場としてはもう手をあげるであろう、あるいは現在の糖価の事情では、むしろ増産をすることによって会社としてはかえって損をするのではないか、こういったような動きが実はあるわけです。ですから、農家にしてみても、工場能力があるからといってどんどん生産をすれば、もう値段が下がるのだ、また会社にしても、能力があるから手いっぱいやつたけれどもかえってこれは損をした、こういうことでは、糖業政策上からいっても好ましくないのでないか。工場が合理化をされ、もつと工場を集約するなりいろいろな形でやって、適当な規模で適当な生産量を提供する、そして最高の価格が維持されるということが一番いいわけです。が、いまのところではそういう点についての一貫性がないのではないかからうか。こういう点を実は私はお聞きしたいわけです。ですから、もつとこれからといふことならば、価格の先ほどの矛盾の点が解消されば、おそらくことしあたりでも私はある程度の増反増収は不可能ではないと思うのですが、

その結果が貧乏するようなことでは、これは困る
からといった工場の合理化の問題とかあるいは生産
の限度といふものについて、先ほども三年後の云
云といふようなお話をちょっとありましたけれど
も、ある程度そういう点についてはつきりしたも
のを持ってば、農家が喜んで、今年度の価格が幾ら
ならつくるのだ、八千四百二十円といふものが、
もしかりにそこまで到達しなくとも、将来に対する
希望が持てれば、今年度の増産も決して無意味
でないと私は思うのですが、そういう点について
の方針はどういうふうにお考えになつております
か。

○岡田説明員 先ほど申し上げましたように、現
在の能力のもとにおきましてはまだ相当増産され
ましても十分やつていける。御承知のように、操
業量があえますと工場のコストは下がつてまい
ということになるわけであります。そこで、工場
の能力を越えるような生産が行なわれた場合にど
うかというふうな問題と考えられるわけであつま
すけれども、まあ、その点につきましては、現在
の各工場につきまして必ずしも能力一ぱいやつて
おるという状態でもございませんし、今年度の生
産はふえていくことになれば、それが工場
に悪影響を及ぼす、コストがかえつて高くなると
いうふうなことがないような配慮は十分いたして
いきたいというふうに考えます。

○松浦(定)委員 最後にもう一点。従来から問題
になつております原料の出荷区域の問題です。こ
れは工場をどんどん設置しようというときに、競
争いたしまして、そのときの工場新設申請の地区
がその区域になつたといったようなことが、いろ
いろありますて今日に至つておるわけです。今日、
それでもなおかつその限度を、農民の意思に沿わ
ないままに出荷調整といったようなもので粉飾さ
れておるという点があるわけです。はなはだし
い番奥から持つてくる。これは矛盾もはなはだし
いわけであります。農民がピートをつくるのはど

こへ行つても同じ価格なんですから、農民の立場からいへば一つも矛盾はないわけです。少しでも高く売れればいい、こう思つてゐる。ところが、そういうことが人為的にあるは政策的に行なわれることによつてピートの価格は決して高くならないと思うのです。そんなことがあっても高くなるのだといふなら、全然そういうことなしに、番違いところに、まだ今日そういう地域がある。これは私は、出荷する農民においてもいろいろな意味で不満だらうと思うし、会社自身に対しても、しかし、それと正反対に、全然別なところへ、一好きなところへ好きなものを出せばいいわけです。けれども、そうでない証拠に区域を割つておる。いろいろ施策上不便があらうかと思うのですが、いろいろ点については農民の意図どおり——農民としては、自分たちの生産物はどこへやりたいのか、だという意思があるわけです。いままではなかなか農民の意思は尊重されないままにきておりますけれども、少なくとも、そういう大きな点についての改正は、私は、この機会にするべきでないか、こう思うのです。そういう点については、依然として昨年どおりで今年もお進めになるのか、あるいはその点については十分考慮するためいろいろな対策を考えておるのだといふようなお考えかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○岡田説明員 現在きまつております集荷地域が非常に合理的なものであるかといふことになりませんと、いろいろな点からいろいろな意見があらうと思います。しかし、ピート企業が成り立つ歴史的な事情がございまして、そういう歴史的な前提の上に立つていまの集荷地域がきまつて、四十三年までは現在の集荷地域でいくといふ、なたてまえになつて、それぞれの地域において増産の努力がなされてまいつておるわけでござります。したがいまして、この集荷地域を現在のところ変更するといふふうなことは、そういう歴史的な事実のもとにおきましてはなかなかむずかしいと考え、それぞれの定められた地域の中でいかに合理化するかということで各企業も努力いたしておら

れるわけです。農民の各位にも生産を願つておられるわけでござります。そこで、先ほど申し上げましたように、この集荷地域の生産が今後どういぢ形で発展するかということによりまして、先ほど申し上げましたようなことで、企業の生産が合理的に行なわれないような形になるというふうな想定になれば、これは何らかの形で対策を考えいかなければならぬと実は考えておるわけでござります。

○松浦(定)委員 四十三年までを限度にして、その後においてはこれは全面的に改正する、こういうことがそれぞれの立場、機関で確認されておれば、それをいますぐここで変えなければならぬといふことを申し上げるわけじゃないのですが、四十三年にそれを全面的に改正されるというならば、こゝに変えたって、何もそれぞの関係の会社の量が減るわけじゃないわけです。むしろ、実際問題としてあえると思うのです。そのことによつて会社に不利な点が出るというなら別でありますけれども、むしろ私は一番有利な点に近づくと思うにかかるわらず、四十三年という限度をお考えになつておるということは、農林省だけのお考えではできないことだらうと思いますが、もしかりに、これを四十三年度で改正するということになれば、今度こそやはり農民の意思を十分尊重して決定されないと、道なりあるのは中央なりだけですが、これを決定するというようなことは絶対いけないと思うのであります。ですから、四十三年度までですか、四十四年からですか、お変えになるなら、事前に、いまから農民なりそれぞの意思を開いておいていいと思うのであります。その直前になつてから陳情だ、交渉だというようなことをやらないように、いまからはつきりして、この次は、四十四年からは自分たちの原料はどの会社へ行くのだ、どの地帯はどうなるのだということくらい農民は知つておく必要があるかと思うので、そういう点についていまから一いまといつてもきよう、あすというわけにはいきませんが、少なからず、問題の起こらない程度の余裕期間を持つ

てこの問題について十分意見を聞くといふようなことをお考へになつておるのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○岡田説明員　ただいま申し上げましたように、四十三年度までは現状のままでいく、いまの集荷地域でいくといふことが一応確認されておるわけです。四十一年からどういうふうな形になるかということにつきましては、現在まだ明確な考え方はないわけであります。四十三年までですか、その後はどうするかということにつきましては、これは影響するところが非常に大きいわけです。したがいまして、これはただ農林省だけではなくて、道府の問題でもありますし、また企業の問題でもあるし、農民の問題でもあるわけでありますから、十分慎重に研究して対処しなければならぬ問題だというふうに考えております。

○松浦(定)委員　四十三年まではそういうふうにお考へになつておるが、四十一年から変えられるのですから、やはり慎重ということは——私は何も慎重にやらないでいいというのではないのですから、慎重に慎重を期していただくために、そういうことがあるということをはつきりしないと、これから問題がいけないと思うのです。四十一年になって、いまのままでいいという結論が出るかもしれません。紋別地域は紋別の工場でいいのだということになるかもしれない。それに対して、納得しなければいかぬと思うので、再三くどいようですがれども申し上げておきます。私どもは、いまから関係省並びに農民はひとつ十分に考慮する期間を持つのだというふうに解釈してもよろしいわけですね——そういうふうに理解いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○赤路委員　関連して、政府のほうはどなたでもいいですが、今まで芳賀委員から、このてん菜の問題について質問があつたわけであります。どうも皆さんの答弁を聞いてみると、ちょっと納得いたしかねる線があるわけです。資料としてこういうものがきておりますが、政府のものではないので、政府のほうからこれに対する資料は出で

かく売り買いという対立的な立場にある関係で、いろいろと意見が食い違う、こういうことがあつたのですが、日本の現在置かれておる蚕糸業のあり方の認識について、これではたいへんだといふ大自覚の中から、養蚕農民も製糸業、織物業者も打つて一丸となつて、かつては夢にも考えられなかつたような蚕糸事業団、こういふものができた、こういう中で、日本の蚕糸業を伸ばしていくための来たるべき生糸年度の最低価格は、少なくとも四千五百円以上でなくてはならぬ、こういう要望が非常に強かつたということを聞いておるわけですが、もちろん農民と製糸が相対立したその中をとるという姿の中で、それぞれの要求価格の中をとつた値段、こういきめ方が從来あつたと思つたのですが、今回のようになじ業界が打つて一丸となつて四千五百円を主張する、求める、こういう中で、あえて二百円も下回る三百円を決定した、これは一体どういうわけなんですか。この点をひとつ明らかにしてもらいたい。

める最高価格そのもののが高いということについての、やはり海外の需要家に対する心理的影響といふものは、非常に大きいものがあるわけでござります。そういうことも考え、また、第一点として申しました現在の差額といふものは、あるいはこうしとし一年続くかどうか、これは見通しの問題ですけれども、そういう問題もございます。それと、これも一つの計算上から出でてくる数字でございまして、従来も使っておりますが、需給状況といふものを一応試算した場合に、その数字は必ずしもぴたりびたりと結果的に当たつておりますけれども、大体五千二百円前後というものがたとえ四十一年度のおおよその傾向である。平均と申しますか、そういうことを片方あるわけでござります。そういうことをいろいろ勘案いたしますと、やはり現在の差額といふものを頭に置いて、それを基礎にいたしまして、四十一年度の、言ひなれば保証価格と申しますか、そういうものを相当高位にきめるということにはやはり問題があるのでないかという意味で、先ほど御質問がありましたように、いろいろな角度から、風潮といたしましては、相当高くということがあつたわけでございますが、こういうところが最もいいのではないかという考え方でございます。

はり業界があげてこの値を求めるということに、しかもそれが業界が生きていく前提であるものの増産ということを求めておるときに、これを冷やすということは、やはり政治としては感心しない、こう思うのですよ。この点どうですか、反省会はございませんか。

○丸山政府委員 これは私はいまさら申し上げるまでもございませんけれども、御存じのとおり、この価格そのものが、実際に取引される価格といふことにはならないわけでございまして、あるいはこれは好ましいと好ましくないとにかくわざと現状を申し上げますと、久しくこういう価格が意味をなさない程度の取引価格になつておつたということ、いよいよ下がつてきたといったときに、一つには、たとえば基準価値あるいは最低価格を例にとりますと、そういう場合に作用する価格であるわけでございます。これ以上に売つてはならない、あるいは買つてはならないということではございませんので、こうきめたからといって、必ずしもここにすぐ実際の取引が落ちつくといったものでもないかと思うわけでございます。

御参考までに申し上げますと、たとえば事業団できめようとする価格ということになつております六百十三円という価格は、これは平均品位の價格に直しますと六百五十八円くらいになります。六百十三円は蘭格二等で糸歩一六分というのになりますから、平均品位はもつと上になりますので、大体四十年の例をとりますと、六百五十八円くらいに相なるうかと思ひます。そういうことを考えますと、御参考のために申し上げるわけです。これは実績でございますけれども、三十九年で、大体四十年の例をとりますと、六百五十八円の価格、これが年平均六百九十六円になつています。これは実績でございますけれども、三十九年度は五百八十一円というふうなことをいろいろ考え方合われませんけれども、われわれいたしましては、まあまああとにかく適当というか、ほどほどのところ

○栗原委員 少し口が悪くなるけれども、だから、お役人に百姓のことがわからぬ、こう言ひるのですよ。それは養蚕農民は、いまは来たるべき春蘭は三貫目一円四角くらいになるだろうといふようなことで、非常にほおをゆすっていますよ。ゆすっているけれども、そういうときに常に忘れないのは、あの三十三年の大暴落ですよ。実際いつて、上値にあっても、あのときのことを忘れません。したがつて、われわれがこれから突っ込んで桑を植え、そして蘭をとる。そのときに、下にいったときに、どこにさきえがあるのかということは、養蚕農民がほんとうに安心して養蚕にいそめるかどうかということの基準をなすのですよ。したがつて、まああなたの言うとおり、いまの調子でいけば、おそらく下値に突き当たる、そんなことはなからう、だからこれがどこにあってもいいじゃないかという議論は、極論すれば、下値ささえはなくともいいじゃないかという議論になりますよ。それはやはりそういうものじやありません。だから、農民が安心して、いま増産が必要なんだから、増産のできるようない体制といふのを制度的につくつてやらなきゃいかぬと思ひのですね。したがつて、これはいまのような考え方をひとつ改めてもらいたい。養蚕農民と製糸家あるいは織物業者がそれぞれ相対立して、それぞれ高過ぎる安過ぎるという議論のあるときは、これをどう調節するかという形で、一方的な線を持っていけないことはわかりますよ。しかし、全関係団体があげて要求してきたものをばなくけるということは、これは何といたつて承知できませんよ。これはあるいはおつしやるとおり、一ヵ年間の生糸年度でありますから、将来の一ヵ年間に実際にそれ見る、必要なかつたではないかということになるかもしません。またそらなることを心から祈念しますけれども、しかし、そういうものではないです。これは価格支持制度の本質というものをおいま少しシビアに考えてもらつて、関係農民の

ほんとうに安心のいくさをとくものを制度的に守つてやつてもらわなければならぬと思うのですね。この点、いませつかく決定し、告示したものが直せといふわけにはまいらぬけれども、いさかそこにはどうもすき間もあつたといふ反省が、われわれのこういう詰め寄り方の中で、心の一点に浮かんでくるかどうか、これはひとつ政務次官から政治的な発言として御答弁願いたい。

○仮谷政府委員　これは栗原先生のほうが専門家で、私は実はあまり十分に勉強もしておらぬのであります。が、少なくとも審議会において全会一致で決定されたとするならば、特別な事態がない限り、それを取り上げていくことが、一つの常識であり、政治的な配慮だと私は思います。ただ、事務当局のいろいろ意見を聞いてみますと、やはり最高価格の問題等によって、将来輸出のほうにもいろいろ影響する対外的な面も考慮の上、この程度のものにきめた、こういうふうにいわれておる。その議論もわからぬことはございません。ただ、そのため農民の増産意欲を阻害するとか、あるいは最悪の場合に、それが農民の期待に沿わないというようなことになつてはたいへんなどということは十分考へなければならない問題であります。そういう意味において決して申しわけではございませんが、事業団が買い入れをする場合には、答申の趣旨八割五分を十分に尊重した価格に基づいて買い入れをする、そして農民自体の増産意欲を阻害しないように努力していく、こういう考え方方に立つて今後の処置はいたしていただきたいといふふうに存じておりますので、先生の御指摘については、われわれは十分了解できると思つております。

よ。私はそう思つておるのです。第一、今回の告示によつて上値、下値がきまりました。これで一体、外國が日本の生糸値段の安定ということについて信頼ができますか。信頼はできません。幅が広いばかりじやないのだ。最高五千八百円、こうきめて、これは六月一日から先の話ですが、現在は五千五百円、最高値段の上でもつて、糸値段を十九万円を割つてする下がつた。政黨がダンスをやつているじやないです。上値でこは手を打つた。それは確かに百五十億の金は出したけれども、百五十億を出したと、いうことは、國內的な問題であつて、海外で買う立場に立つてみれば、十九万円を割つておることは現実だつたわけなんです。百五十億出すと同時に、十九万以下は一切禁止するという手段が全然とられなかつた。したがつて、日本の政府の法律によつてきめておる最高、最低価格に信頼がない。この信頼のながが、安心して買えないといふ事態を招來しておる。すでに現生糸年度は五月一ぱいだけれども、五千五百円をきめて六千円以上、糸価がどんどん踊つておる。何ら手を打たない。もちろん、打つたあとでこれは説明があるだらうと思つけれども、これで一体、どうして日本の法律によつて糸価を安定するといふその制度が信頼できますか。こんなことじや信頼できませんよ。ということは、数年前のようく、いわゆる投機者流が仕手の操作をして一時的な投機をする、こういうときには、ぴしゃりとこれは禁止価格でも何でも出してやるべきだ。禁止価格の問題の状況についてもこれから聞きたいと思ひますが、今回はそらではなくて、内需が中心とはいましても、実需がついてきてやがめずして、実態と離れた最高価格を決定する、これは守れっこないのです。守れないものを初め値が上がりつてきておる。こんなばかげたことはないでしよう。おそらく中共生糸が日本生糸の対抗馬で

ある、中共生糸といふものが安いから、高くては売れない、こう俗にはお互いに考えやすいのです。しかし、相手の中共の生糸なんといふものは、經濟的に國家生産という立場であつて、値段がどこにあつたって、こんなものはいつでも動かせる性質ですよ。現在は日本の生糸相場より低い。ある程度日本での生糸相場が下がつたときでも、その円ぐらい下を売る、こういうような話を聞いておる。けれども、私は、世界の生糸需要が中共の生糸だけ十分であるとは考へない。問題は、日本の生糸の安定性がないから、最終消費者は生糸生産品を望んでおるけれども、加工業者が危なくて扱えないといふことの中に、日本生糸といふものが出ていかない最大の原因があるのだ、私はこう見ている。かりに生糸が一俵三十万か三十五万としても、相當高価な織物をする生糸の原価構成といふものは、それほど大きな問題ではない。問題は加工業者が本気になつてまとめて扱うような安定化した日本の生糸の糸値が保持できるかどうかといふことが、一番問題点だと私は思つておる。この辺の丸山さんと私の認識の相違が、高いから壊れないのだという認識なのか、ある程度高くしておると、極端に言えば、一本相場で日本の生糸は一俵三十五万円で一年じゅう通じて売ります、必要に応じて必ず供給しますと、こういう手段に出た場合に、高いから買わないと白い目で見るか、それならばその糸を使ってひとつ商売をやると出でてくるか、私はあとのほうだと思っておる。この辺は認識が違うところですが、これらについてひとつ高値五千八百円にきめた、六月一日以降の問題だ、まあそのころにはかなり春蘭も出回り、新しい糸ができるから、糸相場も鎮静するだろう、そういうことは考へられないでもありませんけれども、現に今生糸年度の中で、最高価格の五千五百円をはるかにこえて跳躍しておることをそのまま放置しておいて、海外からの日本生糸に対する信頼が得られるかどうか、このことについての御所見を承りたい。

はおきますけれども、私は、実勢系価が高いからではございませんので、実勢系価があのまま維持するかどうかといふことも非常に疑問がある。そういうことも考え、かつ増産刺激的な因子も加味いたしまして、そういう意味で、この基準系価なりあることは事業団の支持価格なり、そういう角度から考えてきましたと申し上げたわけであります。それからいろいろ輸出価格の問題につきましては、これは実際問題としますと、たとえば現在、先ほど申し上げましたように、六千円といふ相場が出ております場合でも、輸出がゼロにはなっておりません。いわゆる銘柄ものと申しますか、そういう特定のものにつきましては、まあわざかながらも繼續しておるわけでございます。そこで、ある程度高くとも安定させねば出るかどうかといふことが、いま申し上げました現実の判断を普遍的に考えていいかどうかといふ問題につながるのだろうと思います。そういうことを考えますと、やはり昨年来いろいろ法案の御審議を願つておりますときでも、五千円前後ということを申し上げておりましたけれども、これは幾らで安定すれば絶対だいじょうぶということは申し上げられませんが、しかし、少なくともたとえば政府できました五千八百円といふものは、これは異常変動防止価格でござりますから、五千八百円までならこれは輸出はだいじょうぶだという価格ではないわけでございます。そういうことをいろいろ考えてみますと、やはり五千二百円とか五千三百円だとか、そのあたりのところがやはり一番――そのためで安定しますと、比較的出やすいものではあります。五千円ぐらいで安定すればなおけつこうござりますけれども、要するに、五千円を中心くあるいはより安定していくのが、輸出が今後復できる一つのめどではなからうかということを現段階では考えております。正確にそれならば絶対だいじょうぶか、それよりも高ければ絶対だめかということにつきましては、これはわれわれといふこと

たしましてもなかなか確信あることを申し上げられませんけれども、一つの考え方であります。そういう考え方を持つておるわけでございます。
それからもう一つは、政府の最低、最高は、いつもお話し申し上げるまでもなく、今後第一次的に動きますのは、この事業団の欄に書いてござります一千六百四十円と五千三百円の間、要するに、これを中心にしまして理想的に動きますと、大体この範囲内で一つの価格形成が行なわれるということになりますので、制度という面で考えますと、いわゆる最高、最低の幅が広過ぎるといふことは、こういう形でまず第一段に詰まつておると、いろいろ御理解願いたいと思うわけであります。

○栗原委員 商売のことですから、議員輩がいろいろ議論してもなかなか問題なんですが、商売が安定するという問題ですが、生糸関係の雑誌等にも一時、安定が輸出の一一番基本的な条件なんだという議論に対するやゆ的な論文を読んだことがあります。生糸の価格が四千二・三百円ぐらいですと横ばいをいたします。しかしさっぱり出ぬではないと私は思うのですよ。あとから見た安定なないか、こういう議論なんですね。しかし、これがあとから見た安定なので、ほんとうの安定じゃないと横ばいをいたします。しかしあまり出ぬではないか、あとから見たら、ずっと横ばいだった、こんだ。あとから見たら、ずっと横ばいだった、こういうことなんです。先行き横ばいでいるかどうかといふ保証があるわけじゃない。だから、あとから見た横ばいの相場であつたのに、輸出はそれではさっぱり伸びぬではないか、だから安定すれば輸出が伸びるというのは、これはどうもおかしい議論なんだという、一つのやゆの批評なんですね。しかし、これはそこで安定するといふ保証がないで、たまたまそういう経過をたどつた、こういうことである。これで安定しているんだといふ保証とは全然違うのですよ。こういう点はやはりこれから峻別して考えなければならぬ、こう思うわけです。

できます。ところが、上値のほうは、現物がないと押えようがない。火消しの水が出ないわけなんですからね。これをどう押えるか、現にそれで手をこまねいておるというのが日本の生糸市場の現状です。繭糸價格安定法の第十条によれば禁止價格というものもある、こういふ禁止價格というものを発動したことが最近ありますか。これほどうなんですか。

○栗原委員 昨今の状態は、これははたしてそういう事情にあるのかないのか、私は、やはり法律によつて最高、最低の価格がきまる、いろいろその安定帶を維持するために、汗水流して納めた税金というものを多額に投入するのだ。こういうことになれば、これは、きめた最高限、最低限をこえた取引といふものは厳密に取り締まらなければいかぬと思うのですよ。したがつて、下値のほうは金を出せば買い出動でさきえることができるけれども、高値は火消しの役がつとまらぬ、こういうことになれば、制度的にこれはびつとやつていゝ、その一つの弁として禁止価格制度といふものもあるわけなんですが、それにはやはり実勢相場といふものを無視した最高価格などといふものをきめると、みなそぞういう事態に突入してしまう。ここにやはり問題点がある。したがつて、ほんとうに政府が、上値を突破した場合に、これは物を持つていいのだから、制度的に禁止価格をもつて対抗するぞ、こういう姿勢をとるならば、最高価格の限界といふものは、実勢価格をかなり加味した高いものにならなければならぬのではないか、このように思ひわけです。こういふ点について、ひとつ御所見はいかがでしようか。

○丸山政府委員 禁止価格といふのは、いまあるわけでござりますけれども、まあこの場合の経験から考えますと、実際問題としまして、需給のアンバランスがある場合に、禁止価格、あるいは公定価格と考えてもいいのかもわかりませんけれども、そういうものを發動しても、これはなかなかその

うな経験があるわけでござります。理論的には確かにそれは考えられますけれども、過去における一回の経験に徴しまして、なかなかそのとおりにはならない、というのが経験的にあるわけでござります。そういう点から申しますと、まさに現物がないときにはどうするかという問題はきわめてむずかしい問題になるわけでござりますが、御存じのとおり、いろいろ実際に形成されております価格が、現物相場あるいは取引相場、いろいろ相互に関連いたしまして問題があるわけでござりますけれども、やはりいわゆる公開の価格形成といふたてまえになつております。取引所等に、需給関係以上の、実際の需給関係を逸脱したような価格形成が行なわれないように、できるだけその方面で取り締まっていく。と申しましても、実勢がそうならばしょんがないじゃないかという反論を受けようかと思いますけれども、やはり現段階いたしましてはまずそのあたりでとにかくいろいろな対策なり監督指導なりをやっていくということ以外には、さしあたっての妙案といふものがどうもないのではないかというような考え方になつておるわけでございます。

限といふものを設定して、しかもそれを踏みはずす者は、これは経済的には厳罰をもつて臨んでいく。と取引を一切認めない方法を制度的にやっていく、という方法を変えていいのじやないですか。それではもう商売の中の一こまなんですから、一へんきめたからといって、首をぶるぶる振つて、もうこれきり動かぬといふようなことをやる必要はないと思うのですよ。やはり経済なんだから、地殻変動のあるような実勢の変化が具体的に起こつてきて、その実勢にそぐわない、あらかじめきめておいた

ワクがはみ出されるような場合には、それはやはり一つのときにつくつてやつた着物が五つになつて着られなくなつたら、五つのときの着物をつくつて着せるよりしようがないじゃないですか。そりやなくて、もうきめたんだからこれ以上動かないのだ、法律できまつておる価格の外を平気で踊り歩かれ手が出ないんだ、こんなばかげた法規はないといたしましては、できる得る措置を講じて、やはり最高価格よりは高くならないようにしておるという考え方もあるわけでござります。また一方、これは政府が手持ちをした場合に、市場を冷やすために売る価格であるといふ考え方もあるでござります。そういうことから考えますと、最高価格即禁止価格ということに結びつけることが適當であるかどうかという面も、理論的には出てこようかと思うわけでござります。そういう角度の点から申しますと、最高価格を考えて行なわれておる取引は、即必ずしも法律違反であるといふうに理解するのもどうかといふような感じを持つておるわけでござります。

○栗原委員 これはなかなか一べんに結論の出ないことはわかります。わかるけれども、生産者とすれば、下値がささえてもらえば、上値は青天井だっていいと腹の中では思いますがけれども、しかし、下値をささえてもらうのだから、適正な上

値も押さえられることもやむを得ない、こう思つて、要するに、下値させと上値の制限、こういふものは成立するものだと思うのです。それは売るほうの立場に立つてみれば、青天井だつてけつこうなんだ。しかし、下値だけさせてもらって、上値のほうは野つ原といふのは虫がよ過ぎるし、そういうことではぐあいが悪いから、上値は押さえ、そういうことはもちろん理解もして協力もする、こういうことなんです。しかし、先ほど来るる言ふとおり、法律でもつて上値、下値をきめて、しかも国費を投入してこれを守るのだというときに、これを平気で破つてはうつておくるでは話にならぬと思うのです。これは何とかするといふ姿勢で考えていいつてもらいたい。

あとでちょっと取引所に関連して質問したいのですが、その前に、今度の答申をしてきたその答申作成の過程で、関係業者の人たちが集まつてやつていてるのでけれども、聞くところによれば——こう言うと、審議会の委員さんにおしかりを受けるかもしけれども、それぞれ政府との関係でいろいろと立場のある人たちばかりの集まりなんぞ、はつきり言うと、どうも政府に押されると弱いといふのだな。ということは、この審議会には国會議員が一人も入つていないのです。これはなぜ入れないのかといふことと、われわれが要求したら入れるように制度改正をする気持ちはないのかどうか、こういうことを政務次官から答弁してもらいたい。

○阪谷政府委員 どうもこれは即答申し上げることとはできませんが、ひとつ検討させていただきたいと思います。

○栗原委員 即答はなかなかたいへんだろうと思いますが、あらゆる審議会に、国会議員も、特定の代表じやなくて、国民の代表といふ姿で、与野党から適当な数が送り込まれております。珍しくこの繩糸價格安定審議会だけは全然入つていなさい。こういうことで、私たちも、初めて振興審議会をつづったときには、振興審議会のほうへ行つたのですけれども、振興審議会で幾ら議論しても、

価格審議会のほうへ全然足がかりがない。こういうことで、実を言ふと、遠くからゴマメの歯をしりをしているようで、ぜひとも次回の審議会には國會議員代表も入つて審議に参加できるような改造をひとつしてもらいたい、こういうことを強く要望しながら、ひとつ検討をお願いいたします。

それではその点はそうしておいて、いわゆる最高度を乗り越えたときの措置として、これが一番端的に表現されるのは取引所です。乾蘭では豊橋、前橋の乾蘭取引所、生糸では神戸、横浜の生糸清算市場、これらに対して従来いろいろ手を打つてきて、そして証拠金の引き上げ、最終的には現物を買うちらいまでの証拠金の引き上げ、最終的には現物を買うちらいまでの証拠金を積ませてチックした。あるいは玉数でチックする。いろいろの方法を講じたようですが、これはどこまでも間接的なチックである。そこで、聞くところによると、豊橋乾蘭でいわゆる基準価格を飛び越したときに、何らかの措置が行なわれた。しかし、これにはその後いろいろとにやがてあつたやに聞いておる。またこれを見て、横浜の生糸取引所では自粛をした。ところが、横浜腰が弱いではないかといふので、なかなか勇ましい神戸の取引所では、のっぱらいの勝負をいどんできただ、こういうようなことを伝え聞いております。これらの経過と当局の姿勢について御説明を願いたいと思う。

○丸山政府委員 取引所対策につきましては、ただいま御指摘のとおり、いろいろ証拠金の値上げを中心といたしまして手を打つてきておるわけでござります。現状におきましては、われわれ最近の情勢もいろいろ分析してみておるわけござりますけれども、大口の仕手が入つて、それで取引所の價格を操作しているということは、いまのところまだ箇侯は必ずしもはつきりあらわれておりません。実際に入つておるかどうか、なかなかございません。実際に入つておるかどうか、なかなかこれは調査方法もむずかしいわけございますが、そういう現状でございます。

そこで、今後の問題といたしましても、われわ

れが必要とするかどうかという問題はもちろらん残りますけれども、やはり今後の方向として一つ研究を要するとは、証拠金等の値上げだけではなくなかむずかしいのではないか。証拠金を国会議員代表も入つて審議に参加できるような改進をひとつしてもらいたい、こういうことを強く要望しながら、ひとつ検討をお願いいたします。

それではその点はそうしておいて、いわゆる最高度を乗り越えたときの措置として、これが一番端的に表現されるのは取引所です。乾蘭では豊橋、前橋の乾蘭取引所、生糸では神戸、横浜の生糸清算市場、これらに対して従来いろいろ手を打つてきて、そして証拠金の引き上げ、最終的には現物を買うちらいまでの証拠金の引き上げ、最終的には現物を買うちらいまでの証拠金を積ませてチックした。あるいは玉数でチックする。いろいろの方法を講じたようですが、これはどこまでも間接的なチックである。そこで、聞くところによると、豊橋乾蘭でいわゆる基準価格を飛び越したときに、何らかの措置が行なわれた。しかし、これにはその後いろいろとにやがてあつたやに聞いておる。またこれを見て、横浜の生糸取引所では自粛をした。ところが、横浜腰が弱いではないかといふので、なかなか勇ましい神戸の取引所では、のっぱらいの勝負をいどんできただ、こういうようなことを伝え聞いております。これらの経過と当局の姿勢について御説明を願いたいと思う。

○栗原委員 それは仕手の中にいわゆる投機者流が入つてきただどうかということを分析して手を打つといふことは、実際問題としてはできないと思うのです。問題は、どうしてもはつきりと明定されておる最高限値段、最低限値段、こういう数字でびしやりときまとたものをものさしとしてどう処置するか、こういうこと以外にはないとと思う。私は、政府が審議会の答申を待つて、しかも政府で十分協議してきめて、自信と確信をもって告示した最高値、最低値といふものは、大手を振つて敵守する、確保する、こういうきびしい態度で出ていいと思うのです。もうこれを越えたものは一切取引きせぬのだ、かりにその者があつたら解け合いで何でもさせせるのだ、立ち会い停止をするのだ、こういう手を打つて、そのくらいの自信を持った、法律に基づく最高限、最低限をきめてもらわなければ話になりません。始めたんだけれども、どうやがなないといふよなことで、実際道路交

通法だって、黄色い線を引いたところでぶつぶつぶつと追い越しなんかやられたんでは話にならぬですよ。だから、ひしやりとやつて取り締まる、そのかわり、きめる値段といふものはそれがなければ話になりません。始めたんだけれども、どうやがなないといふよなことで、実際道路交通法だって、黄色い線を引いたところでぶつぶつぶつと追い越しなんかやられたんでは話にならぬですよ。だから、ひしやりとやつて取り締まる、そのかわり、きめる値段といふものはそれが必ずできるかどうかという問題はもちろらん残りますけれども、やはり今後の方向として一つ研究を要するとは、証拠金等の値上げだけではなくなかむずかしいのではないか。証拠金を国会議員代表も入つて審議に参加できるような改進をひとつしてもらいたい、こういうことを強く要望しながら、ひとつ検討をお願いいたします。

それではその点はそうしておいて、いわゆる最高度を乗り越えたときの措置として、これが一番端的に表現されるのは取引所です。乾蘭では豊橋、前橋の乾蘭取引所、生糸では神戸、横浜の生糸清算市場、これらに対して従来いろいろ手を打つてきて、そして証拠金の引き上げ、最終的には現物を買うちらいまでの証拠金を積ませてチックした。あるいは玉数でチックする。いろいろの方法を講じたようですが、これはどこまでも間接的なチックである。そこで、聞くところによると、豊橋乾蘭でいわゆる基準価格を飛び越したときに、何らかの措置が行なわれた。しかし、これにはその後いろいろとにやがてあつたやに聞いておる。またこれを見て、横浜の生糸取引所では自粛をした。ところが、横浜腰が弱いではないかといふので、なかなか勇ましい神戸の取引所では、のっぱらいの勝負をいどんできただ、こういうようなことを伝え聞いております。これらの経過と当局の姿勢について御説明を願いたいと思う。

○栗原委員 それは仕手の中にいわゆる投機者流が入つてきただどうかということを分析して手を打つといふことは、実際問題としてはできないと思うのです。問題は、どうしてもはつきりと明定されておる最高限値段、最低限値段、こういう数字でびしやりときまとたものをものさしとしてどう処置するか、こういうこと以外にはないとと思う。私は、政府が審議会の答申を待つて、しかも政府で十分協議してきめて、自信と確信をもって告示した最高値、最低値といふものは、大手を振つて敵守する、確保する、こういうきびしい態度で出ていいと思うのです。もうこれを越えたものは一切取引きせぬのだ、かりにその者があつたら解け合いで何でもさせせるのだ、立ち会い停止をするのだ、こういう手を打つて、そのくらいの自信を持った、法律に基づく最高限、最低限をきめてもらわなければ話になりません。始めたんだけれども、どうやがなないといふよなことで、実際道路交

れはとんでもないものさし違ひが出てくる。したがって、この生産費の計算にあたつての労賃といふものはどこから出でてくるかといえば、今までの慣行であるところの労賃は幾らであるから、彼らでなくちやならぬというようなばかり方ではなくて、私は、農業基本法の精神にのつとつて労賃を積算すべきものだ。このように考へるのです。この考へ方はいかがございましょう。政務次官、ひとつ……。

○坂谷政府委員 お説は私ども十分よくわかるわけであります。この点はいろいろ議論されておりまします。たとえば日雇い労務賃をとる場合にいたしましても、私も実は農家の仕事をやつておりますけれども、単なる労賃だけではなくて、その人は食糧も支給して、朝晩食つて、そして場合によつては送り迎えをして賃金を払つておるという状態、そういうふうに考えてくると、賃金の中には、正確に計算すれば三食の食糧費も入らなければならぬ、そういう問題もあるわけであつて、必ずしもああいつたとり方自体が適正であるかどうかということについては、われわれも大きな疑問があると思つておるわけでして、そういう點については、しばしば申し上げておりますように、十分今後検討しなければならぬ問題だと思っております。

な政治をぶち込んでいくといふ方向で、ひとつせひ前向きな検討をしていただきたい、このようになります。

最後にいま一点。いま価格支持制度がいろいろとつくられておりますが、価格支持の支持率の問題ですが、繭は生産費に対して、最低価格はどの程度の支持率になつておるか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○丸山政府委員 四十年度の調査の結果と今回告示しました価格との関係になるわけでござります

が、この最低価値を見ますれば、この最低価値は五百四十円に相当する。これを蘭の標準品位に直しますと、五百四十円が五百七十円程度になりますので、これと生産費の関係が八四・一八といふ数字になつております。
○栗原委員 他の農産物の支拂制度に基づく支持率といふものはそこにありますか。おわかりですか。

○丸山政府委員 これも先ほど申しましたように、われわれのほうの調査ですか、はつきりいたしませんが、数字はござりますけれども、率は出しておりませんので、すぐにはちょっと申し上げかねます。

○栗原委員 これはたまたま数字の率が出ていませんけれども、私の持つておるある資料によりますと、生産費に対する最低価格の支持率といふものは、蘭は決して高いものじゃないのです。非常に低い。これはやはり農民に支持制度を用いて生産をさせておる以上、大体において支持率といふものは、同じような支持率でやはり支持してやっていくべきものだと思うのですよ、たてまえは。それは具体的には幾ぶん事情による変わりはあります。うけれども、基本的にはやはり支持制度というものを持つておる以上は、これだけは支持するのだというような方法を講じてもらいたい。本日具体的な数字がなければ、ひとつそろした支持率について――もちろん、蘭よりも十分支持率のよいものがあります。おそらく米でもカンシヨーでもペレイシヨーでも、支持率は蘭に比べてはるかに上だと思うのです。

そういうことで、ひとつ十分検討されて、来たるべき段階には養蚕農民も安心して増産に励めるようにな、そして今回決定されたこの糸価を中心にして、輸出についても本来の蚕糸業の姿に戻って進めるよう、ひとつ御尽力を願いたい、こう要望申し上げまして、私の質疑を終わらしていただきます。

○高田委員 関連。ただいま新たに発足いたしました事業団のこれから仕事始めにあたりまして、きめられた価格につきまして、いろいろ適切な質問がございました。私もその趣旨に全面的に同意見でございます。問題は、せっかく発足しました事業団が、できたはいいけれども、仕事がなさい、肝心かなめの価格操作機能を果たすべきあれが全然ない、今までの蚕糸事業団式に開店休業で終わるようなことがあつたのでは、またこれは世間の大きな非難の的になる、批判の対象になると思うのですよ。せつからくりましたからには一まつくるまでには、大事をとつて、いろいろあだこうだと敵対する御議論もあつた。これはよくわかると思うのです。要するに、私は、この機会に、養蚕と製糸といふ異なる業界が、大局的見地に立つて、同じ立場で推進してこういふ機関をつくり、これによつて養糸業全体の安定発展をはかるうといふことになつたといふところに、非常に大きな意味があると思います。この芽をつんじやいかぬ、これを育てる、この力をもとにして、いままで政府ががんばつたけれども、やれなかつた価格安定を、業界の力で自主的にやれるならやらしてみようじゃないかといふところに、発足の意味があると思うのです。それにしても、あまりにみみつちい發足なんで、だから、われわれがもつともと将来力ををつけなければいかぬぞといふことを附帯決議に申し上げておるわけであります。そういう点から見まして、今度の価格の決定ははなはだ懶病だとと思うのです。いまは過渡期ですから、価格安定法と今度のこの制度と二つが併存しておりますけれども、これはもう理論的には、この前もいろいろ御議論があつたとおり、批

判にたえ得るものじやないと思うのです。この一つの制度を置く必要はない、ほんとうはどっかでいいと思うのです。せつからくつたるものですから、漸次、できればなるべく短期間の間にこの事業団の価格操作のはうへ重点を移していく。それで、もう有名無実になって試験済みの安定制制度はやめちやつてもいいところまでくらいの腹づもりで、積極的な気がまえで、この発足した事業団に前向きの態度で政府は臨んでもらいたいわはなんです。それにしても、この価格のきめ方は非常に憶病過ぎると思う。やはりいまある質問がありましたように、きめた価格より上に実勢価格がいちぢやつていて、これでは何にもならない。そこで、どうしても事業団がなるべく早い機会に手持ちを持たなければならぬと思うのです。できましたから、持たせるような方法を考えやつて、相当量のものを手持ちしまして、そうして空拍子もない上植が飛び上がるのを押えてしまふ、こういう力を持たなければ、やはり存在の意義がないし、これは政府の安定法による買つた売つたと違いまして、業界がそういうもの反映してやるのですから、買つたり売つたり幾らやつたつて心配ないので、まさしくおけばいい。何べん売つたって買つたってかまわないはずですから、なるべく値幅が狭いところで売つたり買つたりさせているのですから、買つたり売つたり幾らやつたつて心配ないので、まさしくおけばいい。何べん売つたって買つたってかまわないはずですから、なるべく値幅が狭いところで置いておいて、下がつたらあまりひつかかることはないと思うのでありますから、実勢はこんなに上にあるのですから、むしろいまの実勢価格程度のものを最高価格と考えて、やや低いくらいのところで置いておいて、下がつたらすぐ買いに出るぞ、この姿勢で買って出て、売つて出していくのだといふよくな、極端に言えば、そのくらいの気持ちでなければ、これはつくつた意味はないと思うのです。りっぱな人があそこに入つて、そつとして業界の長い経験を生かしてこれがからく価格の安定をはからうといふのに、まるで法律がんじがらめに縛つてしまつて、今までの安定

定法を少し幅を狭めて、いままで政府がやつてやれなかつたことと同じことをやらせるのでは、ほんとうのことと言つて意味がないのです。だから、私は、今回は発足早々ですからあまり強いことも言えませんが、考え方としては憲病過ぎるのです。これなら安定法の幅を狭めたのと同じなんですね。幾らか幅を狭めて、法律で買つたり売つたりするのと同じです。もつと自由自在に狭い範囲で買つたり売つたりさせてみようというのが、この事業団のできた意味なんでありまして、そういう点で、この価格のきめ方は少し憲病過ぎた、こう思ひます。ですから、そのことをひとつよくお考えいただきまして、今後その点を思い切つて改善する具体策を引き続き御検討願いたい。そうしてやはりできた事業団が開店休業で、全然仕事がなかつたということにならぬように、この際、ひとつ抜本的な考え方をしてもらわないと、いつまでも安定法との制度と二つ並べておくという考えは間違いで、いつかどつちかにしなければならぬ。やはり新たにつくつたほうに置きかえるくらいの気持ちで考えていただきたいと思うのです。そういう点で、特にいまは美勢相場はかなり高いところで動いておりますが、これは内需が旺盛なので、言うまでもないですが、いまの糸では輸出がなくたって足りないです。それには相当思い切つた大増産をやらなければならぬときです。大増産意欲を起こさせなければならぬときです。しかし、期待は大きかつたけれども、中身は何もないということになる心配がいまはあると思うのです。そういうことがないように、期待にこたえるように、今後の運営においては相当大胆に——大胆といつても、これは政府がかつてやることでなくて、業界の総意でやらせる、業界が相当の責任を持つてある体制なんですから、どうぞひとつそういう意味で、今までの栗原さんの質問の要旨を今後の運用の面に十分に生かされますように御要望申し上げます。

きょうは時間もありませんし、質問は大体尽きておりますから、一言申し上げまして、関連質問を終わります。

○仮谷政府委員 高田委員のおっしゃるよう、養蚕家と製糸業者一本になって事業団をつくる、これはほんとうに制度そのものは画期的なものだと私ども思います。出発早々で、何さまそのスタートにおいて、確かに先生方専門家が見られれば、臆病だと思われる点もあると存じますが、そういった面は今後十分検討しなければなりませんし、せつかくできた事業団がほんとうに何も意味をなさぬことになるのは、これこそ私どもの大きな責任を感じなければならぬ問題でござりますし、御趣旨の面は十分にわかります。また今後の事業団の運営の成り行き、方向によつては、さつき言われた法律を一本にしてまとめる必要もあると思ひます。そういう面で十分今後は考慮して運営に遺憾なきを期したい、かように考えるわけであります。

○小枝委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
午後五時四分散会

昭和四十一年四月十八日印刷

昭和四十一年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局